

子ども・子育て会議（第21回）、  
子ども・子育て会議基準検討部会（第25回）合同会議  
議 事 次 第

日 時：平成27年1月22日（木）10:00～12:30

場 所：中央合同庁舎第4号館11階共用第1特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 平成27年度予算案について
- (2) 公定価格について
- (3) 地域子ども・子育て支援事業について
- (4) その他

3. 閉 会

【配布資料】

- 資料1－1 平成27年度予算案について
- 資料1－2 平成27年度関連予算案の概要
- 資料2 保育士確保プランについて
- 資料3 平成27年度における特定教育・保育施設等の利用者負担（月額）
- 資料4 施設型給付等の公定価格の取扱いについて
- 資料5 公定価格に係る調整課題について
- 資料6 平成26年度国家公務員給与改定に伴う公定価格等の取扱いについて
- 資料7 地域子ども・子育て支援事業について
- 資料8 「子育て支援員」研修について
- 資料9 子ども・子育て関連3法に係る政省令の公布について
- 参考資料1 まち・ひと・しごと創生総合戦略（抜粋）
- 参考資料2 委員提出資料

○無藤会長 それでは、定刻になりましたので「第21回子ども・子育て会議、第25回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議」を開催いたします。

お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。

本日の委員の御出欠につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

○長田参事官 おはようございます。本年もどうぞよろしくをお願いいたします。

委員の出欠でございますけれども、内田委員、小室委員、佐藤博樹委員、吉原委員におかれましては、本日、所用により御欠席でございます。

また、尾崎委員、高橋委員、溜川委員におかれましては、本日、所用により御欠席でございますが、代理といたしまして、高知県地域福祉部長の井奥様、日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長の平川様、全国認定こども園連絡協議会会長の木村様に御出席をいただいております。

なお、清原委員におかれましては、少し遅れての到着とお伺いしております。

なお、尾身委員におかれましては、さきの衆議院選に立候補され、御当選をされたことに伴いまして、委員辞職の申し出があり、1月9日付で辞職されておりますことをあわせて御報告申し上げます。

以上、本日、32名中25名の委員に御出席予定ということでございます。定足数である過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

また、本日は、有村大臣にも御出席いただきありがとうございます。一言、御挨拶を頂戴したいと存じます。

○有村大臣 皆様、おはようございます。お足元の悪い中、朝一でお顔を見せていただいて、引き続き熱心な御議論をいただいていることに心を込めて感謝を申し上げます。

12月24日に発足いたしました第3次安倍内閣におきまして、引き続き少子化対策担当大臣を担わせていただくことになりました。無藤会長を始め委員の皆様と引き続き日本の未来の子どもたちの輝く社会をつくっていくためにコミットをし、意見を出し、そして意見の集約を経て政策につなげていく、この丁寧なプロセスを一緒につくり上げていける、その責任と喜びに思いを新たにす次第でございます。

先日、平成27年度の政府予算案が閣議決定をされました。昨年11月末のこの場で私は、安倍総理が消費税率を上げないという選択の是非を問うということを表明された直後でございます。その財源を当て込んでいた、そして先生方からも大変な御心配が表明される、その時期に私も心してここに出席をさせていただいて、最大限、担当大臣として、財務大臣、あるいは官邸としっかりとやり合っていくということを明確に表明させていただきました。そのときにも、皆様から御支援のお言葉をいただき、実際に組織もそのような意思を明確にさせていただいたことは大変ありがたく思っております。

いよいよ本年になりました。4月からの子ども・子育て支援新制度の施行に当たり、皆

様御案内のとおり、保育園、幼稚園、認定こども園等に受け入れる子どもたちの数という量の拡充はもちろんでございますが、当初見込んでいた消費税10%に引き上がったときに実施したいと思っていた、いわゆる質の改善ということも、現時点で全て実施するために必要な予算、すなわち、現在のところ5,127億円が、新制度施行の初年度から確保する見通しがつきました。日本国として、少子化対策、子育て支援を最優先課題として取り組む姿勢を明確に打ち出すことができたことは非常にありがたいことだったと思っております。これも皆様が、少子化対策や子育て支援は国を挙げて、当事者だけの問題ではないということで、早急に取り組むべき最優先課題であること、そして、それが関係者のみならず、日本の未来にとって大事だという国民おおよその支持があるというふうに、それを信じてやってくることができたことも大きな要因だったと思っております。

例えば、保育園でありますと、嘱託の歯科医の先生方にも目配りすることができましたし、幼稚園でありますと、新制度に移行するときに、都道府県での私学助成の水準が維持されるのかということや市町村との連携について、なかなか御心配いただきましたけれども、そこもしっかりやっていくということで、幼稚園の先生方にも一定の答えを出すことができました。認定こども園の返上問題ということも御指摘いただきましたけれども、ぜひ信じてやっていただきたいということで、私どもの政府、省庁の信用をかけて取り組んできたつもりでございます。

そして、一番明確に申し上げたことは、いろいろな課題がそれぞれにありますけれども、大同団結して、そして、みんなで大きな困難を乗り越えていかなければ、予算も制度も確立しないということ、幾度か心を込めて申し上げてきました。その言葉を信じて、今朝まで皆様と一緒に歩めたことは大変ありがたかったと思っております。

手前味噌で恐縮でございます。私も政府の中に入ってしまったので、結果的に手前味噌になりますけれども、文部科学省のスタッフ、厚生労働省のスタッフ、我が内閣府のスタッフも、関係の皆さん、昼夜を問わず、本当に献身的にやってきた、そういう事実も皆様に改めて謹んで御報告をさせていただきたいと存じます。

ここまで、本当に皆様のお力をいただいて何とか進んでまいりましたが、4月からの実際の新制度の施行となりますと、これからの道も必ずしも平坦ではないと思われま。今、全国各地で献身的な準備をしていただいていますけれども、混乱も出てくる、あるいは準備もいろいろな問題が出てくると思います。けれども、皆様と乗り越えてきた経験を糧に、そして日本の未来に私たちが責任を負うのだと、そして、限られた財源を、年金や、あるいは介護や医療で待っていらっしゃる方々がいる、その中で私たちに大きな配分を向けてくる世論の後押しがあった、その責任と矜持をみんなで分かち合いながら、無駄のないように、最大限、私たちが次世代に貢献をできるような体制と、そして仕組みと、意識と志を共有して、前向きに言っていきたいと思えます。

今後も担当大臣として、幼児教育、保育、子育て支援の質・量のさらなる充実を図るために、消費税分以外も含めて、1兆円を超える財源が数年をかけて必要になってまいりま

す。その確保に皆様の御協力、御指南をいただき、引き続き最大限の努力をしていく意思を明確にいたします。これからも青写真を描きながら、一步一步進んでまいりたいと思います。どうぞ引き続きの御協力と、そして御指南と愛情をこの分野に向けていただければと思います。引き続きよろしく願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

どうぞ、渡邊委員。

○渡邊委員 今ほど有村大臣から御丁寧な、ありがたい御挨拶をいただいたわけですが、4月から新制度に基づいて事業を執行していく市町村の立場から、冒頭にお礼を申し上げたいと思います。

昨年の総選挙の最中に、私は子ども・子育て会議の皆さんとともに、これまで2年近い長い期間にわたって議論してきた経過をきちんと踏まえながら、財源をきちんと手当てしていただく、これが我々実施主体である市町村、また都道府県、または事業者全ての願いであると申し上げてきた経過があります今まで、消費税10%が完全実施されるという想定の中、組み立てがされてきたわけでありますけれども、この0.7兆円ベースをもって、このたび0.52兆円近い財源を確保していただきました。そして、我々が望んできた量的拡充と質の改善への財源の引き当ては、まだまだ完全ではないかもわかりませんが、事業者にとっても、実施主体になる我々市町村にとっても、その辺りのことに大変配慮いただき、御尽力いただいたということで、現段階では非常に感謝しているところであります。

今後、公定価格の決定、それから、大臣からもお話あった0.7兆円の完全実施、合わせて1兆円超の大きな課題をテーマとして、社会を支える子ども・子育て支援新制度の確立に向けてなお一層努力していかなければならない立場にあるのは、我々も、政府も同じだと思います。今後とも大義に立って、よろしく御指導、御鞭撻をお願いしたいということを申し上げながら、これまで、お願いしてきた立場にある身でありますので、皆さんを代表する立場ではありませんけれども、とりあえず感謝と御礼を申し上げさせていただきたいと思います。大変ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございます。

今の渡邊委員の感謝の言葉は委員一同の思いだろうと思います。有村大臣を先頭に、関係各方面で多大な御尽力をいただき、私どもとしては、新聞報道などを見ながらやきもきしておりましたけれども、結果的には当初の予定で来年度、無事にスタートできるということで、私ども委員のみならず、現場の関係の方々、保護者の方々も大いに力を得た思いかと思います。具体的には、大臣がおっしゃるように、さまざまな難しい点、まだまだあると思いますけれども、私ども、この予算の追い風を受けて尽力していきたいと思いません。改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

○有村大臣 ありがとうございます。引き続きよろしく願います。

○無藤会長 それでは、議事に戻ります。

資料でございますけれども、議事次第に記載のとおりですが、資料1から参考資料まで

お配りしてございます。漏れなどがあれば、事務局にお申しつけください。

本日の予定でございますけれども、まず、議題1から3であります。「平成27年度予算案について」「公定価格について」「地域子ども・子育て支援事業について」、この3つにつきまして、一括して事務局からの御説明を受けます。その後、質問等をお受けしたいと存じます。

最後に「その他」がございますけれども、事務局からの御報告事項についての説明を受けるということでございます。

それでは、早速、事務局から御説明をお願いいたします。

○長田参事官 それでは、少々時間が長くなってしまい恐縮でございますが、議事1から3、これは全て予算に関連するものということで、一括して御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、資料1でございます。中身に入ります前に、1点御報告でございます。資料9にも記載をさせていただきましたが、これまで子ども・子育て支援新制度は、27年4月施行予定と申し上げてまいりましたが、去る1月20日の火曜日に、正式に平成27年4月1日を施行日と定める政令が閣議決定をいたしまして、明日、その政令が公布される予定となっておりますので、まず、それを御報告させていただきます。その上で、資料1-1でございます。

まず、1ページをご覧いただければと思いますが、これが消費税増収分の全体の使い道を示したものでございます。右側に棒グラフがございまして、赤でかかったところに27年度1.35兆円というのがございます。これがいわゆる社会保障全体の充実に充てられる費用となっております。当初10%に引き上がった場合には、この1.35兆円が1.8兆円という想定でございましたので、全体としてはかなり厳しい配分の中ではございましたけれども、冒頭、有村大臣からも御挨拶申し上げましたとおり、大臣の指揮のもとに、皆様方の後押しの中で、官邸、財政当局からの御理解も得て、子育て支援に、かなり優先的に予算を措置していただいたということでございます。

具体的には、次の2ページでございますけれども、「社会保障の充実」のもう少し詳細な内容が書いております。いの一番に子ども・子育て支援が上がっておりますけれども、27年度予算案、これは国・地方合わせての額になりますけれども、新制度関係で4,844億円、社会的養護の充実283億円ということで、合わせて5,127億円。皆さん、報道で5,000億円という数字に接しておられたかと思っておりますけれども、具体的には5,127億円、ここの部分ということになります。

1点御説明申し上げたいのが、先ほど大臣からも御挨拶申し上げたとおり、今回の5,127億円をもって、27年度に必要な量の拡充、そして0.7兆円のメニューで想定をしていた質の改善を全てやるということです。なぜ0.5兆円で0.7兆円の対応ができるのかということでございますけれども、大きくは3つの要素がございます。

まず、1点目は、当初、0.7兆円、1兆円のリストの議論をいただきましたときの時点は

29年度ということで、待機児童解消加速プランは29年度を目標といたしまして、25年度に対して40万人増やすということでございますけれども、増やす途上にあるということでございまして、要は28年度、29年度に必要な量の拡充、これに必要な予算は27年度時点はまだ必要がないということで、そこにすき間が出るということで、これが一番大きな要素でございます。

2点目が、質の改善につきましても、例えば、保育士の処遇改善3%というのが今回の質の改善で盛り込まれておりますけれども、その質の改善に必要な額も、40万人増えることも踏まえた上での必要額ということで計算しておりましたので、質の改善についても、29年度のピークのときに比べると少し少なくて済むということがございます。

それから、3点目でございますけれども、制度設計が大きく変わるということで、私立幼稚園の皆様、初年度から新制度という御判断も難しいということもございまして、今回の予算では、移行の実態というものをある程度私どもが把握をいたしまして、大体2割程度と見込んでおりますので、その分、27年度に新制度として必要な額としては抑えられている、そういったことがございます。

以上、大きくは3点の理由から、0.7兆円を実施するためにリストが27年度時点で必要な額としては0.5兆円程度にとどまるということでございます。

続きまして、4ページ以下に、それを各省ごとの予算として、こういった形で計上されているかを整理させていただいております。

ちなみに、7ページ以下に参考1ということで、0.7兆円でどういう質の改善を予定していたのかということをご参考までに書かせていただいております。職員配置の改善ですとか、給与の改善はもとより、幼稚園、保育所等だけではなく、地域の子育て支援、例えば、9ページの放課後児童クラブの関係ですとか、10ページの社会的養護の充実、こういったことを全てひっくるめて実施をするということでございます。

続きまして、11ページをご覧くださいただけならと思っておりますけれども、新制度の施行に合わせまして、内閣府に子ども・子育て本部という組織を設けることになっております。この子ども・子育て本部に、今回の新制度に基づく施設型給付、あるいは委託費、地域型保育給付というものの費用が全て一元化されることになっております。

それに伴いまして、4ページに戻っていただきまして、内閣府予算といたしまして、認定こども園、幼稚園、保育所を含めた運営に係る給付費なり、委託費、地域型保育の給付費、また地域の子ども・子育て支援事業費、こういったものが全て内閣府予算として計上されるということで、7,175億円の計上でございます。また、児童手当につきましても内閣府予算に移ってまいりますので、総額で言えば2兆円規模の予算が内閣府に計上されて、内閣府が一元的に執行することになっております。

続きまして、厚生労働省の関係は保育課長から御説明申し上げます。

○朝川保育課長 5ページ目でございますけれども、今年度まで保育関係の運営費の予算は厚労省予算でございましたが、今、御説明がありましたとおり、保育所運営費について

も新制度から出ますので、4ページ目のほうから運営費は出る。5ページ目のほうは、基盤整備であります施設整備などについて、厚労省予算として計上してございます。

1つは、待機児童解消を図るため、今、5年間で40万人という待機児童解消加速化プランを進めておりますが、そのための保育所の施設整備等につきまして、来年度は約8万人分、受け皿を拡大することになっております。真ん中辺に破線で箱囲みしてございます今年度の補正予算、ここの部分と合わせて約8万人分の予算を確保してございます。

上から3行目でございますが、このように受け皿を拡大していっている途上でございますので、その担い手であります保育士の確保も非常に重要な課題となっております。予算の閣議決定と同日に、厚生労働省として「保育士確保プラン」を公表させていただいて、それに基づいて施策をしっかりと強化していきたいという内容になっております。

また、下の社会的養護の充実につきましては、先ほど御説明がありました新制度の消費税財源で充実を図るという約0.51兆円、この財源を活用しまして、児童養護施設等の職員の処遇改善でありますとか、職員の人員配置の改善でありますとか、そういう内容を盛り込んだ予算になってございます。

詳しくは資料1-2のほうにもう少し詳しいPR版をつけてございますので、説明は省略いたしますが、後ほどご覧いただければと思います。

さらに、資料2を少しご覧いただきますと、先ほど保育士確保プランと申し上げましたが、簡単にご覧いただければと思います。3枚おめくりいただいて、横書きで台形みたいな図があるページがあるかと思えます。下に2ページと書いてあるところの図です。「保育士確保プランによる保育士確保のための取組」という表題のページですけれども、平成25年度時点で保育所に勤めていらっしゃいます保育士の数は37.8万人という実績値でございます。今回、市町村でニーズ推計をしていただいて、保育の受け皿の拡大に応じて必要となる保育士の数を29年度時点で推計してございます。これが一番右上にあります46.3万人という数字です。

この差分を新たに確保していかなければいけないわけですが、黄色いところで、過去のトレンドで自然体として増が見込まれる分が5年間で2万人分ぐらいございますので、それを差し引いた6.9万人が政策として新たに確保に努めていかなければいけない見込み量でございます。この6.9万人をどのように確保していくかということが、下の薄いブルーのところを書いてございます。

左右に分かれてございますが、左のほうは、既に待機児童解消加速化プランで各種保育士確保対策を平成25年度から進めてきております。この効果が今年度、来年度あたりから出てまいります。例えば、幼稚園教諭の資格を持っていらっしゃる方が保育士資格をとりやすくする措置、あるいは保育士の養成施設に通っていらっしゃる方々に修学資金を貸し付ける、あるいは処遇改善を図る、さらに左下のところでいきますと、マッチングの強化を図る、そういったことに既に取り組み始めてございます。

それと、右下のところでございますが、来年度以降、新たに政策を強化する分がござい

まして、例えば、保育士の試験を、今、年1回の実施になってございますが、地域限定保育士という国家戦略特区の枠組みなども活用しながら、年2回実施を図っていく。さらには保育士の処遇改善、あるいは試験を受けられる方に対する学習費用の支援、あるいはマッチングの強化、そういったところを政策として強化していくという内容の保育士確保プランを公表させていただいております、これに基づいて政策を進めていきたいと思っております。

厚労省関係は以上です。

○淵上幼児教育課長 続きまして、資料1-1の6ページにお戻りいただければと存じます。「平成27年度の文部科学省予算案の主要施策（子ども・子育て関係）」でございます。

私どもの関係では、幼児教育の段階的無償化に向けた取組の推進ということで予算案に盛り込ませていただいております。具体的には、幼稚園就園奨励費補助につきまして、実質的に文部科学省予算52億円増を図っているところでございます。ここでございますように、271億円から52億円増の323億円を文部科学省の予算としてつけさせていただいておりますけれども、子ども・子育て支援新制度に移行する幼稚園を含めました幼稚園就園奨励費関係の予算全体の所要額といたしましては、339億円から63億円増の402億円と、これが全体像になるわけでございます。

具体的な中身が大きく2つございます。

1つは、市町村民税非課税世帯の保護者負担軽減ということでございます。現在、市町村民税非課税世帯の保護者負担額が、私立幼稚園、月額平均9,100円となっておりますけれども、これを月額3,000円に引き下げるということでございます。これに必要な所要額はここに掲載しているとおりでございます。

また、2つ目が、市町村に対する補助の拡充ということで、市町村の超過負担の解消というところがございます。現在、就園奨励費補助金につきましては、要綱上3分の1以内の補助で実施をするとなっているわけでございますけれども、実際上の補助は3分の1の上限までいっておりませんで、3.5分の1、7分の2程度になっている状況がございます。こういう状況もございまして、現在、必ずしも全ての市町村で国の水準での就園奨励費補助事業が行えないと、そういった状況にございます。市町村の超過負担の問題が生じているわけでございます。市町村に対する補助をきちんと拡充をいたしまして、超過負担問題を解消して、全ての園児に等しく支援が行われるような環境整備を図るということで、2つ目でございます。

両方合わせまして、冒頭申し上げました63億円増の402億円の所要額というところでございます。

あわせまして、資料3の利用者負担の月額についての資料もご覧いただければと存じます。ブルーの資料でございます。「平成27年度における特定教育・保育施設等の利用者負担（月額）」という資料でございます。

今、申し上げましたように、就園奨励費の市町村民税非課税世帯の保護者負担の軽減を



図ることは、現行の就園奨励事業にとどまる幼稚園ももちろんでございますけれども、新制度に移行する幼稚園についても同様の措置を講ずることとしているわけでございます。したがって、これまで御審議いただいております特定教育・保育施設の利用者負担の月額というところで見ましても、このページでございますように、左側の教育標準時間認定の1号認定のお子様について、第2階層の②の市町村民税非課税世帯の利用者負担額を9,100円から3,000円に引き下げると、こういう格好になるわけでございます。これも含めまして、27年度の就園奨励費補助事業等の充実を図る予定でございます。

以上でございます。

○長田参事官 では、引き続きまして、今、申し上げました全体の予算が、いわゆる公定価格にどうかかわってくるかということについての説明の内容が資料4から資料6となります。

まず、資料4でございますが、繰り返し申し上げているとおり、0.7兆円の質改善を前提とした予算が組まれたこととなりますので、基本的には昨年5月末にお示しをした質改善後の公定価格仮単価水準とおおむね同じということでございますが、全くイコールではございませんで、変化の要素は2点ございます。その内容をこれから御説明させていただきたいと思っております。

まず1点目が、この後、資料5で御説明をいたします公定価格の調整課題に対する対応事項を反映させる必要があること。

それから2点目に、26年の人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容を反映させるという作業が必要となってまいります。基本的には増額要素であると認識をしておりますけれども、その関係で、若干作業のお時間もいただく必要がございますので、公定価格の単価につきましては、次回の会議でお示しをさせていただきたいと思っております。

具体的な公定価格の調整課題に対する対応の中身が資料5でございます。1ページに、いろいろ御心配をいただきました認定こども園に係る課題についての対応方針を10月の時点でお示しをさせていただきましたが、どうしても予算とセットということもございますので、その時点では具体的な内容までお示しをするに至っていなかったわけですが、その具体化したものが2ページ以下でございます。

まず、1点目でございますけれども、現行の幼保連携型認定こども園は現在、2人の施設長がいらっしゃるということで、5年を限度とした経過措置によりまして、5年間は2人分の費用を措置をするということでございます。

それから、3ページ、2点目の、認定こども園が少数の1号定員を設定する場合の対応でございますが、これは1号固有の加算項目について、例えば、保育所から認定こども園に移行するとした場合に、その公平性という観点から問題提起がなされたものでございますけれども、ここにつきまして、さまざま関係者の御議論がある中で、公定価格仮単価でお示しをした内容とおとりとすることが、既に準備をいただいている方の混乱もないのではないかとということなどから、最終的には仮単価でお示しをしたとおりの内容とさせて

いただくということでございます。

それから、4ページ、③でございますけれども、大規模園で特に減収幅が大きいという御指摘をいただいていた点でございます。これにつきましては、いわゆる1号給付の設計におきまして、基本単価で見ている教員数を超えて教員配置をしているようなケースについて、チーム保育加算という形で園児数の規模に応じて加算をつけるという設計をもととしていたわけでございますが、左側の表を見ていただきますと、271人以上のところでは4人頭打ちということで、定員が300人でも400人でも、プラスアルファでつけられる教員の人件費は4人までということで、これが大規模な園が苦しくなっている要因であると分析をしたところでございます。

今回の改善措置の中では、右の欄でオレンジの網かけをしておりますけれども、301人以上451人以上という刻みをつけて、この加配の上限を改善をするとともに、中間的な240人ラインのあたりから少し収支の逆転現象が見受けられることから、この部分についても措置を改善をしたということでございます。

続きまして、5ページでございます。小規模保育B型の保育士以外の職員人件費単価の関係でございます。当子ども・子育て会議の中でも御指摘をいただいた点でございますけれども、小規模保育B型、保育士以外の方の従事も想定される基準ということで設定をし、とはいえ、できる限り有資格者であることが望ましいことから、保育士の方と保育士以外の方に単価差をつけて、保育士の誘導、インセンティブを図っていかうというのが総論としてはあったわけでございます。ただ、その差のつけ方が少し大き過ぎるのではないかという御指摘を受ける中で、保育士以外の方の単価を当初お示しした内容よりは改善をさせていただくということでございます。

また、最後、6ページの⑤でございますけれども、事業所内保育も当子ども・子育て会議で御指摘をいただいた点でございますけれども、施設整備費補助を受けないケースについては、減価償却費の加算がとれると、全体としてはそういう制度設計にさせていただいておりますけれども、事業所内保育については、その加算というものが無い形で仮単価のときはお示しをしております。これを公平性の観点から加算をつけるべきという御要請をいただきまして、そのように対処させていただくというものでございます。

○朝川保育課長 続きまして資料6をご覧くださいければと思います。「平成26年度国家公務員給与改定に伴う公定価格等の取扱いについて」という資料です。

まず、保育所運営費の取扱いとして、1つ目の○ですけれども、これまで保育所運営費の算定に当たっては、人件費等について積み上げでやってきておるわけですが、その人件費については、国家公務員の給与に準じて算定してきております。今年度、人事院勧告に伴う国家公務員給与改定がございまして、それに準じた保育士の給与改善を運営費上、措置することになっております。3つ目の○ですけれども、26年度の国家公務員給与の改定に応じて、保育所の運営費の26年度保育単価を改定するというところでございます。

2ページ目を見ていただきますと、それぞれの役職ごとにありますが、下から2つ目の

欄を見ていただきますと、保育士については、福祉職の1-29という格付けを参照してございまして、その一番右のところを見ていただきますと、この引き上げ幅が年額にして約2%相当になります。これは7,000億円で3%、1兆円超で5%と言っている処遇改善とは別に、この2%を改善するという内容でございます。

1 ページ目にお戻りいただいて、下から2つ目の○でございますけれども、この2%の改善は今年度分のものとして改善されますが、この改定の内容は、27年度、この4月からの公定価格の設定に当たっても引き継がれます。引き継ぐときには、幼稚園、認定こども園についても同様の形で引き継ぎますので、春にお示しした仮単価から、この改善分がプラスアルファとして乗った形で公定価格が設定されることとなります。

それと、一番下の○は、実は、国家公務員給与については、27年度にもう一つ改定が行われることになってございまして、その内容は、①で、全体の俸給水準を2%引き下げて、そのかわり、②のところで地域手当の支給割合を見直すということをやっております。

ちなみに、保育士については、2%引き下げのほうは、※印にありますとおり、公務員の中の高齢層を中心に引き下げることになっていきますので、若い人は余り引き下がらないことになっていまして、保育士は若い人のところにリンクしていますので、①の引き下げ効果は余りなく、②の引き上げ効果が基本的には出てくるという構図になってございます。

6 ページ目ですが、今回の人事院勧告では、地域区分の見直しもあわせて行われておりまして、我々が春ぐらいに想定していたときより1年前倒しで、27年度から実施することになってございます。6 ページ目の下のところでございますけれども、そもそも地域区分を見直すというのもあるのですけれども、どの場所をどこのパーセントに当てはめるかという区分の見直しもありますが、支給割合についても見直しがございます。現行、15%の上は18%という区分だけですけれども、20%、16%という区分が新たにつくられております。新制度も基本的にはこれにリンクをしていくという形になります。

国家公務員の地域区分の取り扱いの見直しを踏まえて、新制度でどうするかを整理しているのが7 ページ目でございますが、国家公務員の給与に準拠して地域区分についても地域手当の見直しを踏まえた対応をするというのが1つ目です。

2つ目の○は、しかしながら、国家公務員の地域区分は国の官署が存在している地域だけに設定されていまして、所在しない地域については、これまでこの会議において議論してきたことを踏まえた対応をしていく必要がございます。

一方、秋以降、他制度の状況を見るということで、介護保険制度が今まで国家公務員の地域手当の地域区分のみを見ていたのを、プラスアルファして地方公務員の地域手当の支給対象地域も参照しようという方針が打ち出されてございます。そこで3つ目の○ですけれども、新制度においても、これまで地域の民間賃金水準を適切に反映させることについて議論が行われてきており、また他制度との整合性の観点を踏まえ、介護保険制度と同様に、地方公務員の地域手当の支給対象地域も考慮して、それも設定されていない場合については、仮単価における整理と同様に、支給地域に囲まれている地域及び複数の支

給地域に隣接している地域について、周辺の対象地域の支給割合の区分のうち最も低い区分により設定することにさせていただきたいと思っております。

ただ、下がる地域が一部ございますので、激変緩和措置として、現行の保育所運営費の地域区分から割合が下がる市町村等につきましては、平成31年度までの間、現行と同じ割合とする経過措置を設けることにしたいと思います。その結果を表にしたのが8ページ目でございます。ちょっと小さい字で見づらいですが、色分けしていますのは、赤字は国家公務員の地域区分に準拠しているもの、青字が地方公務員の地域区分に準拠しているもの、緑字は、いずれも設定がないのだけれども、周辺を見て設定しているものでございます。

さらに、10ページ目はまたちょっと違う話ですけれども、処遇改善等加算について、この会議でも御議論いただいてきておりましたので、それを踏まえた対応方針をお示しさせていただきます。

1つ目の○でございますが、幼稚園教諭、保育士等の処遇改善につきましては、27年度予算において、仮単価提示時と同様に3%の給与改善の実施を盛り込んでございます。これは先ほどの約5,100億円の充実の中身が実現できたということでございます。

2つ目の○でございますが、この給与改善を行うために、公定価格上、「処遇改善等加算」を設けて対応することにしてございますが、今までの議論では、以下の4つの点について整理を行っております。

1つは、職員の勤続年数。平均勤続年数で加算の割合を変えますので、その通算対象をどうするかという話、2つ目は、充実をするときに「10年以上」のところはフラットになっておりますので、平均勤続年数の長いところを手厚くするという対応をすること、3つ目は、この加算の要件として処遇改善の計画をつくっていただいて、さらに実績の報告をしていただくこと、4つ目は、キャリアアップの要件をかけること、これらを議論してきていただいております。

11ページ目でございますが、1つ目の○で、27年度予算案の編成作業を受けまして、次のページのイメージのとおりとさせていただくということでございます。その内容を今から説明しますが、まず、2つ目の○ですけれども、27年度予算案の編成を受けて、以下の点が新たに盛り込まれているということで、1つは、下の図でもありますけれども、平均勤続年数10年よりも長いところ、「11年以上」の区分を新たに設けて、加算率をここは4%とすることを盛り込んでございます。

もう一つは、先ほど御説明申し上げました、今年度、保育所の人事院勧告に伴う単価が2%相当上がるというところです。これは、繰り返しですけれども、質の改善の3%とは別に行うものですけれども、これについても確実に保育士等の職員の給与に反映されるように対応するというところでございます。

さらに、一番下の○ですけれども、この処遇改善の計画の策定、あるいは実績の報告を求めるという仕組みで、給与改善が確実にそれぞれの園において行われることが担保されますので、株式会社等に固有の制限は設けないこととするというものでございます。

最後、12ページ目をご覧くださいと、図を見ながらお聞きいただければと思います  
が、横軸は園ごとの平均勤続年数です。縦軸が加算率です。

①としまして、基本分と、それ以外の分、賃金改善要件分と大きく分けてございます。  
薄いグレーのところと濃いグレーのところに分けています。その基本分のところにつきま  
しては、職員1人当たりの平均勤続年数に応じて加算率を設定するという段階を設  
けているということでございます。

②としまして、上の濃い網かけの部分、賃金改善要件分につきましては、賃金改善計画・  
実績報告を要件とした上で、賃金改善に確実に充てることが要件となるということござ  
います。この賃金改善は基準年度から比較しての改善だということになりますので、保育  
所の場合は先行して実施されておりますので、そちらの基準年度となります。この図で、  
右上に伸びている四角のところですが、②のところでは11年以上のところはプラス4%とい  
う改善の内容にするということでございます。

あと、基本分の四角の中に書いてございますけれども、※印で書いてあるところですが、  
勤続年数が上昇するとともに増加する加算額については、昇給等に充当することが必要と  
いうことで、例えば、ある年度で平均勤続年数5年だったところが、翌年度6年になって  
加算率が上がったなら、その上がった分はしっかり賃金に反映させるということございま  
す。

③のところですが、キャリアパス要件については、役職や職務内容等に応じた賃  
金体系の設定、資質の向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修  
機会の確保等が要件となるということでございます。キャリアパス要件を満たしていない  
場合は、②の加算のところから1%減額をするという形でございます。

なお、一番下に※印を2つ付してございますが、保育所については、今年度、既に先ん  
じた加算が設定されておりますが、そのとき、階段がこのように滑らかでなかったもので  
ございますので、加算率が、例えば、1%とか2%とかいう加算率だった園もございま  
す。そこについては経過措置を講じること。

さらに、一番下の※印のところは、幼稚園等については、基準年度における  
私学助成等における収入額が賃金改善要件分を除いた公定価格の金額を上回る場合には、  
賃金改善額の取扱いの特例を設けるという形でございます。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○竹林少子化対策企画室長 それでは、資料7に基づきまして、地域子ども・子育て支援  
事業について御説明させていただきます。少子化対策企画室長でございます。

最初に目次をつけておりますけれども、この地域子ども・子育て支援事業は、13種類の  
事業からなる事業の総称でございます。

4ページをご覧くださいなのですが、事業の概要ということで載せてありまし  
て、実施主体はいずれも市町村で、市町村が地域の事情に応じて実施していただく事業で  
ございます。補助率につきましては、国3分の1、都道府県3分の1、市町村3分の1と

いう負担割合になっております。

なお、13事業の中に位置づけられております妊婦健診につきましては、一般財源化されておまして、10分の10市町村負担となっております。

また、従来からあった事業につきましては、指定都市と中核市が3分の2を負担する、都道府県の負担がないという大都市特例があったものもございますけれども、27年4月以降は、全て、指定都市、中核市も含めて、都道府県3分の1、市町村3分の1という形で実施されるものでございます。

この13個の事業の中で、時間の都合もございますので、ここからは、27年4月から新たに始まるもの、あるいは27年4月のタイミングで大きな改正を行うもの、あるいは今回、新たな詳細をいろいろ整理させていただいたもの、こういったものに絞りまして、めりはりをつけて御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、次の5ページでございますけれども、今回の新制度の施行に伴い創設されます「利用者支援事業」でございますが、利用者支援事業の主なコンセプトについては、この子ども・子育て会議でも御議論いただきまして、御説明もしたことがございますけれども、「主な事業内容」というところに2つの○が書いてございます。子育て家庭の「個別ニーズ」を把握して、施設利用につなげていくという総合的な利用者支援と、それから、地域のネットワークをつくっていくという地域連携、大きく2つの機能がありまして、この2つの機能をともに実施する形態であります。そして主として親子が継続的に利用できる身近な場所を実施することを想定しております「基本型」と、この中の、例えば、待機児童対策中心にやるとか、利用者支援の機能に特化してやるような、主として行政機関の窓口に置かれることを想定しております「特定型」と、この2つの類型を設けて進めていくというお話をこれまでさせていただいておりましたが、今回の予算編成の過程で新たに、③と書いてございますけれども、保健師等の専門職が妊産婦等を対象に利用者支援、あるいは地域連携を行っていく「母子保健型」というタイプについても創設をさせていただくことになりました。

この詳しい内容が8ページに書いてございます。今、申し上げましたように、枠囲いの2つ目の○で書いてございますけれども、保健師等の専門職が妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力をして支援プランを策定する。こういった取り組みによりまして、きめ細かい支援を実施するものでございます。

今般の予算編成過程でこのような「母子保健型」を創設するに至りました理由等につきまして、少し詳しく御説明をさせていただきたいと思っております。御案内のとおり、核家族化の進展や地域の結びつきが希薄になっていくという中で、妊産婦の孤立感、不安感が指摘されておまして、これを払拭するため、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う仕組みが求められているところでございます。このため、この資料にも枠囲いの中に小さく※印で書いてありますが、実は今年度26年度より、厚生労働省では、「妊娠・出産包括支援モデル事業」を創設していたところでございます。このモデル事業は、さらに中

身として、コーディネーターを置いて相談に乗る母子保健相談支援事業という部分と、2つ目に産前産後サポート事業という部分、3つ目に産後ケア事業、この3つの事業で構成されておりまして、現在、29の市町村で実施されているところであります。

今日も参考資料をつけておりますけれども、政府で「まち・ひと・しごと創生本部」というものがつくられまして、昨年12月27日には「まち・ひと・しごと創生総合戦略」というものが閣議決定されておりますが、この中で、冒頭申し上げた妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の重要性が非常に強く指摘されたところでありまして、モデル事業で実施していた母子保健相談支援事業につきましても、モデル事業という形ではなくて、包括的に、恒久的に「子育て世代包括支援センター」と銘打って全国展開を目指すという方向性が打ち出されたところでございます。

これに伴いまして、それをどのような制度的な位置づけをもってやるのか、どのように財源を確保していくのかということが、この27年度の予算編成過程で検討されました結果、冒頭御説明したように、利用者支援事業の中に1類型として位置づけてはどうか。もともとコーディネーターの部分につきましては、利用者支援事業の定義そのものには該当するというところでございましたし、1つとして、ほかの地域子ども・子育て支援事業と同じように、都道府県は広域調整の権限なり役割をお持ちですし、市町村は実施主体ということで、国、都道府県、市町村という、法的にそれぞれ役割分担がされている、そういう役割分担のもとで実施していくことが、全国展開に当たって非常に適切ではないかということと、それから、消費税の増収分を活用して、量としての充実を図っていくことができる。このようなことから、今のような利用者支援事業の中に位置づけるという結論に達したところでございます。

ただし、この事業につきましては、従事者が保健師、助産師等の専門職であるということで、冒頭申し上げました「基本型」とか「特定型」とは事業の特性が大分異なる面がございますので、これら「基本型」「特定型」とは異なる第3類型ということで、別類型といたしまして、今後、実施要綱等をつくっていくに当たりまして、適切な実施要件等を定めていきたいと考えております。今後、「基本型」「特定型」と「母子保健型」との関係でありますとか、市町村の事業計画上、どう取り扱っていくのかといったことについては、しっかり整理をして、市町村や、あるいは事業者の皆様、あるいは利用者の皆様混乱しないように、しっかりと説明をしてまいりたいと思っております。

続きまして、9ページからですが、地域子育て支援拠点事業につきましては、このタイミングでの大きな変更はございませんので、説明は割愛させていただきます。

また、11ページ、妊婦健診でございますけれども、こちらにつきましても大きな変更はございませんので、省略させていただきます。

それから、13ページでございますが、児童虐待の発生予防ということで、左上に、こんにちは赤ちゃん事業と俗に言っております乳児家庭全戸訪問事業、そして右上の四角に養育支援訪問事業、そして真ん中に要保護児童対策地域協議会という3つの事業が書いてご

ございますが、これらにつきましても、このタイミングでの大きな改正はございませんので、説明は省略させていただきます。

また、14ページ、泊まりの一時ニーズに対応する子育て短期支援事業でございますけれども、こちらも大きな見直しはございませんので、説明は省略させていただきます。

15ページ、ファミリー・サポート・センター事業でございますが、こちらもこのタイミングでは大きな改正はございませんので、説明は省略させていただきます。

16ページ、一時預かり事業でございます。一時預かり事業につきましては、まず、平成26年度のタイミングで、8%財源を使った保育緊急確保事業の中で、従来の事業類型を、まず一般型と整理をさせていただくとともに、②で書いてございますけれども、保育所等の定員の余裕の範囲内で実施する余裕活用型というものを既に創設をしております。また、27年度のタイミングからは、幼稚園の預かり保育に対応する幼稚園型、そして児童の居宅で実施する居宅訪問型という新しい類型を2つ追加する予定でございます。

なお、一般型でございますけれども、一般型の四角の中に、※3で書いておりますが、地域密着Ⅱ型という、従来、予算事業で実施していたものにつきましては、当分の間、従来の実施要件のもとで実施可能という整理にさせていただいております。

それでは、17ページをお開きいただきたいのですが、やや字が多い資料で恐縮でございますが、各事業類型の対象者、職員、設備運営基準などについて整理をさせていただいております。27年度から創設される幼稚園型につきましては、幼稚園の預かり保育に対応するという性格から、一般型と比べまして、例えば、対象となる事業の欄、在籍園児ということで、主に3歳から5歳のお子さんを想定している。あるいは職員につきましても、その右側ですが、保育士のみならず、幼稚園教諭ということでも、あるいは市町村長が行う研修を修了した者も入っておりますけれども、幼稚園教諭という資格でやっていただくことも可という形で、特性に応じた要件を定めているところでございます。

幼稚園の在籍園児のみならず、例えば、1歳とか2歳とかの地域のお子さんも本格的に預かりたいという場合の取り扱いにつきましては、これまで十分整理ができておりませんでしたけれども、例えば、たまたまお兄さんが幼稚園児だったりして、弟さんを今日だけ預かってくれというような、非常に少数の取り扱いの場合はまた別で、その場合は幼稚園型の中でやっていただければと思いますけれども、本格的に、恒常的に1歳、2歳のお子さんをちゃんと預かろうということであれば、その部分については、一般型という形でさせていただくのが、職員の要件に照らしても適切でありますし、あと、単価なども、小さいお子さんを預かる前提で一般型というのは設定されていますので、そういった場合には、在籍園児に対する幼稚園型と、非在籍園児に対する一般型と、2つの事業を1つの幼稚園が実施していただくという取り扱いにしたいと思っております。

また、居宅訪問型でございますが、20ページをお開きいただきたいと思っております。この事業につきましては、給付の居宅訪問型保育事業と同じように、3番で書いてありますように、対象児童につきましても、障害、疾病等をお持ちの場合であるとか、あるいは4番の実



施要件で書いてありますように、他の類型を実施することができない、やむを得ない場合に限るといった形での要件を課しているところでございます。

続きまして、21ページ、延長保育事業でございます。延長保育事業につきましては、まず22ページをご覧いただきたいと思いますが、標準時間認定の場合は、基本的に今の延長保育事業と同じ仕組み。ただ、基本分の部分につきましては給付のほうに組み込まれましたので、今の延長保育事業の加算分について同様の仕組みということでございますが、②で書いてありますように、家庭的保育事業に対応する類型もつくっております。家庭的保育事業は全体で5人以下の小さな事業ですので、子どもの要件などを引き下げております。

それから、新しくつくりますのは、23ページ、24ページをご覧いただきたいのですが、給付のほうで短時間認定の類型、1日当たり8時間までの利用に対応する短時間認定の仕組みが導入されたことに伴いまして、その8時間の利用時間の前後での延長保育事業の実施要件をどうするかという問題がございます。

24ページの絵をご覧いただきたいのですが、保育標準時間利用に対応する11時間の開所時間、この前後につきましては、黄色の部分でございまして、ここは保育標準利用時間のほうの延長保育と一体的に運用していただく。そして、8時間の利用時間の枠外ではあるけれども、11時間には達していない、この赤い部分につきましては、短時間認定の利用者のみで平均対象児童数を出して、そして子ども1人当たりの年額単価というものを設定するような仕組みにさせていただきたいと思っております。

また、この類型につきましても、26ページでございますが、訪問型という類型が創設されます。訪問型につきましては、(2)の対象児童のところに①②とございますが、2つのタイプがございまして、1つは、給付のほうも居宅訪問型である。居宅で預かっていたお子さんについて、その日、急に残業が発生したということで、その延長保育をするような場合と、通常の利用時間については保育所に通っていたのだけれども、保育所で残業のあるお母さんが1人しかいなくなって、その1人のためにわざわざ保育所をあけて2人の職員が対応するよりも、御自宅に連れて帰ってお母さんの帰りを待ったほうがいだろうと判断されるようなケースにも、この訪問型の延長保育事業が使えるようになったものでございます。一時預かり事業と同様、市町村との協議が必要という実施要件をかけております。

それから、29ページでございますが、病児保育事業でございます。病児保育につきましては、3つの事業類型そのものに大きな変更はございませんけれども、下に枠囲いで質の改善と書いてありますように、27年度予算のところで、病児対応型、あるいは病後児対応型につきましては、地域の保育所等への情報提供、あるいは巡回などをしていただくことによって、基本分の単価を引き上げる、改善を行うという措置をしております。

それから、2つ目には、体調不良児型につきましては、実施要件につきまして、看護師等をこれまで常時2人以上としていたのを1名以上と緩和をし、事業の普及を図ることとしております。

それから、放課後児童クラブの関係でございます。こちらにつきましては、31ページをご覧いただきたいのですが、文科省と共同で策定いたしました「放課後子ども総合プラン」に基づきまして、今後、大幅な利用拡充、そして質改善を進めていきたいと考えております。

具体的には、まず、このページの(1)の②のところで書いてございますけれども、従来の放課後児童クラブの補助対象は10人以上と限定されておりましたけれども、法令上の基準ができたことに伴いまして、10人未満の規模のものにも補助を拡大することにしておりますし、また、補助単価の単位をクラブ単位から支援単位と改めさせていただきます。

また、32ページでございますが、いろいろな施設整備などの充実も図ることとしておりまして、まず、アの上のほうで書いてございますが、一体型の整備を進めていくために、小学校の余裕教室等を改修して一体型を実施する場合には、従来の事業に設備の整備・修繕などの経費の上乗せをするということで補助単価の充実を図りたいと思っております。また、幼稚園や認定子ども園でも実施していただけるようにするために、小学生向けの遊具等を購入する場合の経費の補助も創設したいと思っております。

また、イのところでございますけれども、小学校の余裕教室をめいっぱい使って、かつ、それでも待機児童が残っているという地域につきましては、学校の敷地外の民家やアパートを借りる際の賃借料などの補助も創設したいと思っております。

ウですが、授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、お子さんに安全・安心に移動していただくために、高齢者や主婦等の活用による送迎支援という仕組みも用意したいと思っております。

33ページ、27年度予算では、質の改善といたしまして、18時半を超えて長時間開けていただけるような放課後児童クラブにつきましては、学校あるいは家庭との連絡要員を配置していただくクラブにつきましては、非常勤職員1名分の処遇を改善するための経費を上乗せしますし、また、地域の中核的なクラブには、常勤職員分の処遇改善経費を上乗せしたいと考えています。

②でございますけれども、障害児を受け入れた場合には、職員が1人加配されますが、5人以上を受け入れた場合には、もう一人加配するための経費も計上しておりますし、19人以下の小規模クラブにつきましても2名以上配置の基準を守るように、必要な経費の補助をさせていただきたいと思っております。

なお、この資料には載せておりませんが、放課後児童クラブの新しい基準ができましたので、19年に策定した放課後児童クラブのガイドラインのほうも見直すこととしております。調査委託研究事業の中で、ガイドラインの見直しに関する委員会を設置し、検討を進めているところでありまして、今年の3月末を目途に取りまとめる予定でありますので、あらかじめ御報告をさせていただきます。

36ページ、実費徴収に関する補足給付事業でございます。

37ページにスキームが書いてございます。この補足給付という事業は、本来の市町村の

定める利用者負担とは別に、ここに書いてございますが、日用品や文房具の購入に要する費用、あるいは食事に関する費用などにつきましては、利用者負担とは別途、各施設、各事業者が実施徴収を行うことができると、こういう仕組みになっているわけですが、低所得の方については、この実費徴収がネックになってサービス利用が妨げられないように、そこを市町村が補助できる仕組みというのが、この補足給付事業でございます。

具体的には、38ページをご覧いただきたいのですが、対象者としては生活保護世帯（第1階層に該当する者）とさせていただきます、基準額につきましては、給食費については認定区分ごとにそもそも公定価格上の対応が、取り扱いがいろいろ違っておりますので、この補足給付につきましては1号認定の方についてのみ、副食費相当額として月額4,500円ということにさせていただきますと思っております。

②ですが、教材費や行事費につきましては、1～3号を通じてマックスで月当たり2,500円。実際にかかった費用が2,000円であれば、2,000円までという仕組みにさせていただきますと思っております。

最後、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業でございます。40ページをお開きいただきたいのですが、この事業には、実はかなり性格の違う2つの事業が入っております、1つは、ここに書いてあります新規参入施設への巡回支援を行う事業でございます。こちらの事業につきましては、26年度から実施しておりますが、事業内容に書いてあるような5つの事業のいずれかを実施される場合にその補助をするということで、例えば②で書いてありますように、新しくオープンした施設が軌道に乗るまでの間に、保護者や地域住民のトラブルがないか、うまくいっているかどうか、こういうことをお尋ねして、相談、助言を行うといった事業が入っております。

41ページ、もう一つのタイプでございますが、認定こども園について、認定こども園が障害児のお子さんを受け入れる場合に、1つは1号認定の部分につきましては、私学助成の特別支援教育のための補助を受けられる場合があります。また、保育の関係ですと、一般財源化されております障害児の保育事業の対象になる場合もありますが、両方の事業に対象にならない場合もございます、こういった場合につきましては、この13事業のほうの仕組みで必要な費用を補助するという性格のものでございます。

長くなりましたけれども、以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

さまざまな中身が入ってございましたけれども、来年度の予算にかかわるということで、非常に皆様は関心があるかと思えます。

それでは、今の御説明についての御質問等をお受けしたいと思えます。

では、佐藤秀樹委員からお願いします。

○佐藤委員 全国保育協議会の佐藤です。

資料7「地域子ども・子育て支援事業について」、質問と確認、意見を述べたい。

まず、利用者支援について事業そのものはとても大切な役割を持っていると思われる。

資料1の9ページに記載のように、3中学校区に1カ所程度の設置となっているが、市町村が実施する場合は、基本型、特定型、新たな母子保健型を同時に行っても良いのか、どれかを選択する必要があるのか確認したい。

次に、一時預かり事業について、幼稚園型の一時的預かり事業が創設されたが、資料には幼稚園型の実施主体は「幼稚園と認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を含む」と書かれている。先ほどの説明では、幼稚園型の在園児については毎日利用が可能ということで、在園児以外は、基本は一般型で実施するという理解でよろしいか。

さらに幼稚園型の一時的預かり事業の設備運営基準では、幼稚園と幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は幼稚園教育要領により、幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領と書かれているが、保育所型認定こども園は保育所保育指針に基づいて一時預かりを行うという理解でよろしいのか確認したい。

恐らく平成20年以降、幼稚園では、これまでの通称の預かり保育という言葉から、一時預かりは教育課程を終えた後に行う教育活動であると説明がされてきたと理解している。

保育所においても、かつては一時保育と表現されていたものが一時預かり事業となった。この整理を再度していただき、幼稚園型であれ、保育所であれ、これは一時的に保育を受けることができなくなった乳児や幼児に対する保育であると位置づけることを、新制度に移行した後でも整理をしていただくことをお願いしたい。

○無藤会長 ありがとうございます。

御質問については、後でまとめてお願いしたいと存じます。

それでは、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 NPO法人家庭的保育全国連絡協議会の鈴木でございます。

2点、お話しさせていただきます。この会でお話しさせていただいたと思いますが、家庭的保育者は長い間、資格や勤続年数にかかわらず、新人で保育士資格を持たない方と同じ処遇で働いてまいりました。ですので、公定価格でこのように資格保有者加算や勤続年数による処遇加算が設けられたことは、本当にありがたく思っております。

一方で、家庭的保育には、保育士資格を持たないで家庭的保育者として働く方や資格はないけれども保育補助者として働く方も多くおります。この方たちが保育士資格取得を自分たちに有利なこととして受け止め、資格取得に魅力を感じていただくためには、現在設定されている保育士資格加算では、不十分ではないか思います。以前、私の家庭的保育で働いていた補助者が幼稚園教諭で近所の公立保育所でアルバイトとして働いたとき、職場の保育士さんから、資格をとって働いたほうが絶対有利だから資格をとりなさいと教えてもらって、アルバイトをしながら資格をとったという話をしてくれました。この様な事例もありますから、現在設定している保育士資格加算よりももっと魅力のある処遇改善を今後検討していただきたいと思います。

地域型保育事業には、保育には関心はあるけれども、保育士資格を持っていない方がた

くさんいらっしゃいます。私たちの保育補助者さんにも子育てをしながら保育を一生懸命やっていて、子育てが終わったら本格的に現場で働きたいと考えていらっしゃる方がたくさんおられます。そういう方たちが絶対有利と思える様なもう少し保育士資格取得への誘導策となるような制度に、今後も引き続き検討していただきたいと思います。

もう一点ですが、資料7の22ページです。家庭的保育事業所でも開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施する場合は、対象児童数は1人でも認められていますのに、1時間延長について対象児童が2人いないと認められていません。これはどういう理由なのでしょう。特に家庭的保育は5人以下の小さな事業でありましても、定員が3名の場合もございませう。そのときも時間延長の場合は2人以上と規定されることにより、3人型で実施している家庭的保育者は延長保育を行っていても、それに対する交付金が受けられなくなるのでしょうか。最低人数は定員に対する割合を考慮していただきたいと思います。今後さらにこの点について検討していただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、高尾委員、お願いいたします。

○高尾委員 私からは1点だけでございますが、資料5「公定価格に係る調整課題について」でございます。資料5の最後の6枚目のスライドにありますとおり、事業所内保育事業を減価償却費の加算の対象としていただきまして、まことにありがとうございます。できる限り早期にこの待機児童を解消するために、事業所内保育も含めた地域の保育資源を有効に活用する必要がございます。このような取り扱いにさせていただいたことには、とても意義があると考えております。

新制度の枠組みに入り、地域に開放しようという事業所内保育所が実際に出てきた場合には、認可あるいは確認という名の各種の事務手続も重要になってまいりますので、そのあたりもスムーズに進むよう御配慮をいただければと思っております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、平川代理人、お願いします。

○平川代理人 ありがとうございます。何点かございます。最初に資料1の平成27年度予算案についてでございます。大枠として0.5兆円からスタートしていくということと、その内容の方向性については一定理解するものでありますが、やはり残念ながら、1兆円の財源確保についての展望はなかなか開けていないということについては課題として受け止めて、引き続き努力をしていただければと考えているところであります。

また、今回確保された質の改善の内容につきましても、これは0.7兆円とした場合の質と量の改善をしていくかという枠がかけられている中で、このような質の改善の内容になったのは一定程度、やむを得ないかとは思いますが、例えば資料1の10ページにありますとおり、児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を15年かけて全施設で実施となっ

ています。15年というのには余りにも長いのではないかとと思いますが、こういうところを含めて、少しずつ来年度に向けて、引き続き努力をしていただいて、改善をしていくことも重要ではないかと思っております。

予算の中では、0.5兆円の中に地方分が含まれております。地財計画の中において、どのように子育て支援制度が位置づけられているのかについてもわかるような資料を可能であれば、お願いできないかと思っております。さらに地財計画の中で、今日は資料は出ておりませんが、まち・ひと・しごとの創設の推進という地財計画の概要の中において、人口減少等特別対策事業費があるかと思っております。聞くところによりますと、これについても、保育の質の改善において、例えば保育士の加配ができるという説明も聞いておりますが、これは本当にどうなのかという確認と、地財計画上においても地方自治体が創意工夫によって質の改善ができるということについて、しっかりと周知していくことも重要ではないかと考えているところであります。

資料2の関係であります。保育士確保プラン。方向性はこの方向でいいのではないかと考えているところであります。問題は、人材確保の具体的な内容が資料の中にありますが、4ページに「保育士確保プランにおける保育士確保施策について」ということで、4本の柱ということで記載が書かれております。

保育士・保育所支援センターの積極的な活用ということで記載はされておまして、これも単位は事業体でありますけれども、基本的には働く職場の環境改善によって離職を防止することや、長く働き続けられていくことによって保育所の質の改善ということが重要になってくるかと思っておりますので、ぜひともそういう方向で取り組みをしていただければと考えているところであります。

確かに試験を年2回やっていくことは重要でありますけれども、一方で、限定保育士などを導入するというのもありますが、多分その効果は短期間では改善されると思っておりますが、長期的にはなかなか根本的な解決にはなり得ないのかなと思っておりますので、ぜひともこの4本の柱ということを基本に取り組みをしていただければと考えているところであります。

資料5「公定価格に係る調整課題について」であります。1つ目の認定こども園のところでもありますけれども、ここについては引き続き、この経過措置によって認定こども園への移行がしっかりと継続できるようなものにしていくことは重要でありますし、5年間ということではありますが、検証も必要ではないかと考えているところであります。

資料5の5ページであります。小規模保育事業の職員配置基準における公定価格上の課題であります。小規模保育事業をしっかりとA型のほうに移行していくのだというインセンティブを図っていくと、良い意味で保育士以外の従事者と保育士の公定価格に差がつくというのは妥当ではないかと思っております。今回は額が変更されておりますけれども、そのインセンティブが損なわれないような対応が重要ではないかと考えているところであります。

5ページの認可基準上、保育士と保育士以外の保育従事者では、求められる役割に差は

ないと記載がされております。表現は間違いではないと思いますが、これはあくまで認可基準上の問題であり、保育士と保育士以外の保育従事者というのは、有資格者と資格がない方の違いは大きいと思いますので、この辺は誤解がないような表現が必要ではないかと考えているところでもあります。

資料6「平成26年度国家公務員給与改定に伴う公定価格等の取り扱いについて」ですが、新たな公務員の給与制度につきましては、既に方向性が明確になっているものがありますので、特に申し上げませんが、課題としては、やはり企業の地域間格差が拡大していくということがあるのではないかについては、懸念を申し上げさせていただきたいと思います。

最後に資料7でございます。資料7の32ページです。これは質問でありますけれども、放課後児童クラブ送迎支援事業の記載の中に、高齢者、主婦等の活用による送迎支援があります。なぜ高齢者や主婦が記載されているのか不明確な部分がありますので、御説明をいただければと思います。

最後に補足給付の関係であります。36ページです。今回、生活保護世帯だけを対象となっているところでありますが、しっかりと施設を利用するに当たって障害要因にならないためには、生活保護だけではなく、より幅広く、この補足給付についても検討していくべきではないかと考えているところでもあります。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、木村代理人、お願いします。

○木村代理人 ありがとうございます。全国認定こども園連絡協議会の木村です。

まず、平成27年度から予算を確保していただき、安心して実施できることを内閣府、文部科学省、厚生労働省の皆様方に厚く御礼を申し上げたいと思います。

せっかく皆様方が確保していただいたこの予算が市町村においても確実に実施されることを強く願っているところではありますが、我々の会員の中からも1つ問い合わせと申すか、困っていることが、13事業の中でありまして一時預かり事業について、実施主体である市町村が、Aという市町村は受けると。ただし、広域で入所をしている隣のBという市町村は実施をしないといった場合に、広域で入所している子どもたちが、片や一時預かり事業ができるけれども、隣から来ている子はできないとか、それを私学助成で対応するという方法もあるでしょうが、実際に市町村計画に基づいて、市町村が実施をしながらも、お金だけは私学助成ということであれば、せっかくこの事業を、予算を獲得しながら進めようとしている部分で、市町村がある意味ブレーキにならないかという心配がありますので、ぜひ各市町村が実施主体となって事業が確実に展開できるように、再度周知していただければと思っております。

資料2の保育士確保プランであります。前回の質問で、新たに4万人以上の保育士が必要ではないかということで、今回6万9,000人ほどが必要だということでプランを示して

いただいたことを心から感謝申し上げたいと思います。

その中で、保育士の養成施設に対する就職支援促進事業についてですが、基本的にこれから6万9,000人が増えていく部分について、こと0～2歳という小さな子どもたちの就園・入所が多くなり、あわせて、その部分の保育士が大切であろうということであるかと思っています。ここについては認定こども園も0歳から対応をすることができるのであって、ここにおいては保育所に入所した場合について、その際に前年度対比2%の増であれば、26万円の支給がありますよ、補助がありますよという形になっております。そうすると、保育所に支援という形になって、同じ機能を果たす認定こども園の部分についても、ぜひ御配慮をいただけないかというところがあります。

もう一方、同じような支援の中で、保育士・保育所支援センターという部分においても、実際には0歳からの子どもたちについては、認定こども園も対応しているというところがありますので、この辺については認定こども園も御配慮いただければと感じているところでもあります。多分ここについては私立幼稚園やその他、小規模保育等についても考えられることがあるかと思っていますので、全体的なことを踏まえながら、表記も含めて対応をいただけないかというところでもあります。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、古渡委員、お願いします。

○古渡委員 全国認定こども園協会副代表の古渡です。

27年度の予算は、有村大臣を初め、内閣府の皆様、文部科学省、厚生労働省の事務方の方皆さん、本当に御配慮をいただき、ありがとうございます。認定こども園としての一つの方向性は、今回これで大きく一つの方向が見えてきたと思うのですが、実は今、地域子ども・子育て支援事業について、御質問とお願いという観点でお話をさせていただきたいと思っています。

まず、今回、利用者支援の中に母子保健型という大変すばらしい事業をつくっていただいたということは、非常に今後の少子化対策並びに子育て支援のいろいろな仕組みを円滑にできるような仕組みが一つできたのだらうと考えております。

5ページに書いてありますポンチ絵のような大変すばらしい連携システムだと思っておりますので、都道府県の担当の皆様、所管の皆様たちが多分お集まりになるとは思いますが、各市町村の中でこのようなきちんとしたネットワークづくりが必要だということをぜひ強調していただければと思っております。そういう中で、各施設が認定こども園、幼稚園、保育所全ての施設がこの市町村の中で大同団結をして、子ども・子育て支援、少子化対策に臨める体制づくりというのも一つの方向性が見えてくると思いますので、ぜひこの辺を御配慮いただければと思っております。

もう一つ、補足給付事業についてですけれども、大変すばらしい補助事業だと思っております。この観点で今、急務に考えていましたのは、そろそろ各施設並びに市町村ごとに



重要事項説明が間もなく始まる時点です。私たちのほうもその重要事項説明の中に補足給付事業のことは入れておかないと、多分その低所得者対策という観点で落ち度が出そうな気がしたものですから、この辺の周知をぜひ早めに各市町村、県並びにさせていただきますと、何とか重要事項説明には間に合うのではないかとという観点で、今、考えていました。

27年度の予算編成並びその他の詳細な部分は、本当に大変な御努力と尽力に感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございました。

それでは、北條委員、お願いします。

○北條委員 本日冒頭、4月1日より新制度を実施することが確定したというお話がございました。子どもはいわゆる新制度に対して、いいこともたくさん、もちろんあります。子どものために財源を確保するというに反対をする者はいないわけで、いいことに決まっています。しかし、大きな未解決の問題がたくさんあるということは再三申し上げてきたところでありますが、その未解決の問題に意を用いず、このまま4月へ突っ走ろうということのようで、私は大変悲しい思いをいたしております。

予算のことでありますけれども、5,200億円、おまえが悪いのだと言われれば、そうなのですが、私自身、ここは国の子ども・子育て会議でありますから、従来から7,000億円というのは国が消費税財源から保障するものだとかたく信じておりました。今までも国と地方をあわせて7,000億円などという説明はただの一度もなかったわけですが、本日初めて国・地方あわせて5,200億円という御説明があって、見事な手品を見せていただいたと思っております。

国がこういうふうには地方がこれだけ出すよと言え、これは自動的に地方は出すということに多分なるのでしょうか。地方は独自の裁量によって地方の消費税を使用するのではないということだろうと思います。そういう法的な裏づけがあるからであろうと思いますが、一つ確認いたしたいのは、この地方分というのは都道府県と市町村とは、それぞれがどう分かれているか、金額的にどうなっているのかということをお示しいただきたいと思っております。

さて、新制度の問題でありますけれども、子ども・子育て支援新制度というものは、子ども・子育て支援法の第1条を目的、第2条を理念、そして、基本指針という立派な文章を出していただいておりますし、さらにまた保育認定についての附帯意見、これも私は大変立派な文章だと思っております。

こういうものを踏まえて、全ての子どもを支援するのだと。子どもの最善の利益を前提としているのだということであるはずであります。しかしながら、残念ながら、このたびスタートしようとしているものは、もちろん地域子ども・子育て支援事業とか、小規模保育事業とか、家庭的保育事業とか、急いで取り組まなければならない点は多々ございます。

しかし、私は最初から、幼稚園と保育所と認定こども園に係る部分については、急いで

はいけない。このたび消費税10%が29年4月に先送りされたならば、少なくともその間の時間を使って現行の認定こども園法があるのですから、そのもとでの支援を充実していき、今、私どもが提起している問題点をきちんと解決する方策を立てていただきたいかっと思っております。しかし、もはやあと2カ月先のことになりますので、そんなことはかなわないということであろうと思います。

そこでまず、これは今ごろ、そんなことをまた言うのかと言われるかもしれませんが、このたびの新制度では、教育という概念と、学校教育という概念と、保育という概念がキーワードだと思います。これについて、確かにこの会議の中でそれなりの定義の説明はされております。ところが、地方の市町村段階に行ったら、これはめちゃくちゃです。理解されていません。

そこで今日、いよいよ大詰めなのですから、子ども・子育て支援新制度において、教育とはこういう意味なのだとしっかり定義を明らかにしていただきたいと思っております。学校教育の定義はこうなのだ。とりわけわかりにくいのは保育の定義であります。保育の定義は現行、児童福祉法上はないわけでしょう。改正予定の施行予定の児童福祉法によって初めて保育の定義が出てきますから、保育の定義はわからないのですね。

先ほど、佐藤先生のほうから一時預かり事業について御発言がありました。その趣旨とは違うのかもしれませんが、私どもも保育所の先生方も、教育と保育は一体的にやっているとずっと現場はかたく信じております。今回の法がそういう整理になっていないというのはわかっています。それはわかっていますけれども、それだったら、先ほどの佐藤先生の御発言で行けば、幼稚園が4時間の標準教育時間を超えて、おおむね6時間はお子さんがいるのですね。その2時間は何なのか。保育ではないのですか。また、預かり保育を4時間程度やっているわけですね。その4時間は保育ではないのですか。ぜひ明確にお答えいただきたいと思っております。保育所は保育所にお子さんがある間中、延長保育も含めて全部保育という整理になっています。幼稚園は今のところ、4時間は標準教育時間だけれども、その残りは何だかわからないということになっています。これは大変おかしなことだと思います。

このたびの法の整理では、幼稚園は教育のみという整理になっています。保育所は保育のみという整理になっておられるわけです。本当にこういう整理で子どもたちの将来にとって幸せな仕組みをつくることができるのか、もう一回考えていただきたいと思っております。私はこういうやり方をしたら、子どもは幸せにならないと思っております。

次の問題です。これは子ども・子育て支援法第19条第1項で、第19条というのは子どものための教育保育給付の支給要件ですね。非常に重要な部分がかかれていまして、その第1項第1号～第3号という形で、いわゆる1号子ども、2号子ども、3号子どもと定義されているわけでありましてけれども、子どものための教育・保育給付ですね。これは個人給付です。なぜ3歳未満で家庭で保育される子どもはこの対象から外れるのか。こんなことはあり得ないですよ。大臣がいらっしゃったら大臣に聞こうと思っていたので

すけれども、お帰りになってしまいましたので、これは明確に間違った規定であります。私どもはこの第19条第1項の規定に反対であります。これからもこのまま制度を始めてしまうのでしようけれども、これからもここについては法律の改正を粘り強く求めてまいります。これは家庭で保育する人をばかにした規定であります。こんなことは許すことができません。

また、附則の第6条がございます。今までもたびたび申し上げてまいりました。私立保育所に委託費を支給し、これは施設型給付費の支給を規定している法第27条は適用しないという規定ですね。これは何なのですか。こんな規定は誰がここへ突っ込んだのですか。今まで三党合意の結果だということで、これはお役所としてはお答えしにくいことだろうというのはよくわかります。ですから、大臣に答えていただこうと思ったら、お帰りになってしまいましたけれども、こんな奇々怪々な規定を盛り込んである。

メディアの方も大勢取材にお見えになっているのに、条文をちゃんと読んでご覧なさいよ。この附則6条は新制度の理念に合っているのですか。こんなのはおかしいですよ。ぜひメディアの方々にはしっかり点検をしていただきたいと思います。この附則6条は、そもそも共通の給付の仕組みを創設し、幼稚園、保育所、認定こども園に対して、そして、全ての子どもを支援するのだという法の趣旨に全面的に反する規定ですよ。これはおかしいです。断固反対であります。

あと3つほどあるのですけれども、これも明確にお答えいただきたいと思います。子ども・子育て支援法第27条、これは特定教育・保育施設の規定でありまして、これも大変重要な規定だと思います。この規定の中に施設型給付の幼稚園と、そういう言葉では書いていないですが、整理すれば、施設型給付の幼稚園というのがここで規定されていて、そのほかにこれは附則7条の規定と関連してまいりますけれども、私学助成の幼稚園が並立するわけです。

これは伺いますけれども、私学助成の幼稚園は法的根拠は学教法第1条ですね。施設型給付の幼稚園の根拠は、学教法と認定こども園法のどちらなのでしょう。これをしっかりお答えをいただきたいと思います。まさにこれは一国二制度ですよ。こんなことはおかしい。1つの機能を持った学校が給付の仕組みを分けるなどということは、どこの学校種別にもないです。どうしてこういうことになるのか、今日、しっかりと御説明をいただきたいと思います。

次に、同じ第27条第3項、公定価格、利用者負担額、施設型給付費を説明したところであります。これは公式として公定価格から利用者負担額を控除したら、残りが施設型給付費で、特定教育・保育施設に通うお子さんに対する個人給付として支給するとなっているわけです。先ほど申しましたように、法の理念は公立、私立、幼稚園、保育所、認定こども園を通した共通な仕組みだと。附則6条がありますから、民間保育所はおかしいことになってしまっていますけれども、少なくとも、それ以外はそろえなければいけないはずであります。

しかし、今、法の施行を目前にして、全国で混乱にさらされているのは私立幼稚園だけです。なぜかと言ったら、私立幼稚園あるいは私立幼稚園由来の認定こども園に関して、その利用者負担額、いわゆる保育料ですね。これが確定していないのです。11月に私立幼稚園は募集しているのですよ。ところが4月に入るお子さんの保育料が決まっていないです。今だって決まっています。それで施設型給付を選択しろと言ったって、選択できるわけがないではないですか。だから結果として、前に私は申しましたよ。本当に平等にやってくれるなら、私立幼稚園だって9割ではない。ほとんど移行しますよ。移行するにできないような状況をつくっておいて、幼稚園に対して用意されていたはずの600億円弱でしょうか。それがあったから質の改善もできたなどと、そんな説明はまことに不愉快な説明であります。

今のをもうちょっと言わせていただければ、私立幼稚園と私立幼稚園由来の認定こども園は、公定価格で運営できない、それを超えたものがないと運営できない場合には、実費徴収、上乘せ徴収にしないと、これは厳格にやられています。ところが皆様は御存じでしょう。保育所、公立幼稚園、どこでもそうになってないではないですか。共通の給付費とは言えません。

○駒崎委員 済みません、時間が限られているので、ほかの委員が発言できなくなってしまうとあれなので。

○北條委員 済みません。でも、こんなおかしいことを放置しているというのは許せないです。

では、まだあるのですけれども、とりあえず、やめさせていただきます。

○無藤会長 ありがとうございます。後でお答えできる部分はさせていただきます。

次に、宮下委員、お願いいたします。

○宮下委員 全国幼児教育研究協会の宮下です。

資料1-2の6ページに、認定こども園施設整備交付金があります。これは私立幼稚園から認定こども園になるための財源として非常にありがたいと思っておりますし、27年度にこの交付金がつきましたことは本当によかったと思っております。ただ、今後28年、29年とこれから認定こども園に移行を考えている私立幼稚園もたくさんあると思いますので、このような財政支援をぜひ続けていってほしいと思っておりますし、それがあることによって認定こども園の移行率も上がるのではないかと考えています。

次に、資料2の2ページ、保育士確保プランでございます。29年度までに保育士が6.9万人必要だと記されていますが、これはそうだろうと思っております。しかし、現在、私立幼稚園の教諭が不足しているということも現実にあります。そういう中で、園児募集をして子どもは集まっても、先生の採用ができないのだという現実的な悩みも私立幼稚園側は持っております。

このような中で、この保育士確保のためのプランがどんどん進んでいきますと、本当に私立幼稚園としては今後人材確保をどうしていったらいいのだろうかという悩みが続いて

いきます。そのためには市町村などの現場で、ぜひお互いに成り立つような環境の話し合いや進め方等、環境整備を行っていただきたいと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

山口委員、お願いします。

○山口委員 山口でございます。

1点だけです。保育士確保プランの部分ですが、随分前々から保育士の年2回試験をお願いしますということで、規制改革会議の委員としても発言させていただいていまして、ずっとできないという、回答だったわけですが、今回、推進ということで文章として載せていただきました。大変ありがたいと思っております。

そこでお伺いしたいのですが、具体的にどのように推進をされるのでしょうか。実施主体としては、都道府県ですから、最終的には都道府県の判断になると思いますが、その都道府県に対して、どのように指導というか、推進をされるのか。また、その時期です。現実的には次年度というと大変難しい問題もあるかもしれませんが、保育士不足というのは本当に、特に都市部では喫緊の課題ですので、できれば次年度でも改正できるように考えていただきたいと思っておりますが、その点を1点だけお伺いしたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

吉田委員、お願いします。

○吉田委員 吉田です。

まず、来年度予算において予定どおり、予算額として確保できたことに対して、賛意を申し上げたいと思います。内閣府、文科省、厚労省の事務方の皆さんに厚く御礼申し上げます。

ただ、消費税増税先送りに伴って、例えば、これは子ども・子育て分野ではないですが、低所得者の年金上乘せの先送りなど、そういう余波もあるところです。保育を利用する立場の者としては、こうした状況もあるということを十分理解しながら、この制度を利用していくことが重要ではないかと思えます。

続いて、予算に関連してですが、資料1-2の15ページです。子育て世帯臨時特例給付金ということで、今年度予算でもありましたが、いろいろな自治体に聞いてみると余り評判がよろしくなかったと聞きます。そのような施策を1人につき3,000円をつけて、また来年度もやろうとするというのが、非常にこちらとしても戸惑っているところです。もちろん3,000円を配るということは大事かもしれませんが、ひもつきで市町村に配るよりも、市町村がしっかり独自財源として使える方向、もしくは低所得者に対して、もっと重点的な支援ができるほうが重要ではないかと思えます。意見として申し上げます。

資料2及び6に関連して、保育士の賃金についてです。保育士確保をする上で、今回、保育士確保プランが策定されたということは非常に重要だと思います。その上で最も保育士にとって重要なのは賃金の問題というところがあるのではないかとありますが、若年層

の保育士に重点を置きながら、俸給表の水準を引き上げたということは、安定した雇用に寄与するものと考えられ、この点は非常に評価できるかと思えます。

た、賃金の地域間格差が広がっていくということも考えられ、もちろん都市部の保育士を確保することは非常に大事なのですが、それに吸い寄せられる形で地方の人材が都市部に流出してしまうということも考えられます。このままだと現在では地方で確保できているという部分ができなくなってしまうということも考えられるので、地方における保育士確保にも配慮することが必要ではないかと思えます。人口減少が進む中で、地方が特色を出せる仕組みをつくっていくことが重要です。昨年12月27日にまち・ひと・しごと創生総合戦略が定められましたが、地方がどう存続していくかという視点を忘れてはならないのではないかと思えます。

最後に1点だけ指摘ということで、資料7の7ページです。毎度のことで言うのもあれですけれども、このイラストがママのイラストだけになっているところが引かかるなということです。右側に子育てサークルもありますが、そこもママだけになっておりますので、細かいことだとは思いますが、ぜひパパのイラストもつけていただければと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 1点だけ意見として申し上げたいと思います。先ほど、財源のことにつきましては大臣にお話をしたとおりでありますし、あわせて内閣府、厚生労働省、文部科学省等の事務方には相当の苦労があったと思うのですが、敬意を表し、感謝を申し上げたいと思います。

そういう中で、公定価格の今後の調整課題の説明もあったわけではありますが、方針としては予算の枠組みが固まりましたから、当然、昨年5月に示された仮単価ベースで組み立てがされていると理解をしております。しかしながら、私ども市町村においては、今、予算編成期の最中であり、今月中くらいにはほぼ固まると思います。現行では市町村はばらばらだと思いますが、26年度予算ベースで積算しているところもあれば、仮単価でやっているところもあるかもわかりません。そのような中で、不安材料があることは確かです。今後さらに仮単価ではなくて、公定価格をきちんと皆さん方の意見の総意としてまとめていただいて、早く市町村に開示するような、公表するような段取りをしていただきたいと思えます。

地域子ども・子育て支援事業13事業については、今日も説明がありましたが、内容が非常に濃くなってきていると思えます。障害児に対する措置など、さまざまな形でこれまでの皆さん方の意向を受けながら配慮した措置が、プラスアルファの要件として出てくると拝見しました。これは市町村の事業であり、市町村の重要な認定事業になるわけですが、そういうところに対して、我々も心して、いわゆる施設型給付、地域型給付関連を含めた中でサポートするような事業でございますので、円滑な形で全体的にフォローをするような事業展開ができるように頑張っていきたいと思っておりますので、この辺り

についてもいち早く決定されるよう、今後の議論を加速させ、4月にきちんとスタートできるようによろしく申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

秋田委員、お願いします。

○秋田委員 東京大学の秋田です。

先ほど、有村大臣並びに渡邊町長が言われましたけれども、予算が確保される、その前提として、この会議で多くの方たちが施設制度やそれぞれの思いが必ずしも同じではないのだけれども、やはり一致団結して子どものためにというところで調整ができ、各省庁の方が御尽力くださったことによって、こうして予算確保が行われたという、そのプロセス、その結果に対して、この会議の一員として、ありがたく思っております。その中で全体の方向ではなくて、まず、細かな点も含め4点の意見があります。

1点は、保育の質の確保のために、やはり保育者の処遇が大事であり、今回、幼稚園教諭、保育士等の処遇改善がなされました。ただ、私が危惧しておりますのは、例えば資料6の10ページにあります、キャリアアップということが保障されたことも極めて重要なことではありますが、キャリアアップに対応した仕組みということで、計画を策定して実施した場合には、そこに加算措置がつくということですが、では、そこで言う資質向上のための計画策定であったり、キャリアアップというものをどういうふうイメージしていくのか。

保育者の専門性の基準をどう考えるのかということがない限り、10年以上の人にはお金がともかく行きます、何か研修に出てください、それでよかったです、ではなくて、子ども・子育ての制度は子どもに最終的に帰ることが極めて大事です。そのための専門性として、例えば子どもの保育で後輩を育てるとか、保護者支援とか、特別支援教育とか、さまざまな方向でのプロフェッショナルとして、キャリアラダー（階梯）をきちんと今後お示しをいただきまして、こうした専門性の向上に対して加算措置がついて、実行されていくことが示されていくことが必要だと思います。まずは財源が大事ですが、財源とともにそれをどう運用していくのが望ましいのかというところで見取り図を出すことが重要なことになると思います。

もう一方で、本当に人手が足りないというのも事実でありまして、その点で保育士や保育者に関してです。、資料2でこれは厚生労働省さんからの保育士確保プランとして進んでいるということは重々承知ではありますが、私どもは多様な施設の形を保障していこうと考え、保育士だけではなく、認定こども園では保育教諭という仕組みもつくりました。

そして、先ほどから御意見が木村代理からもありましたが、やはり保育士だけを確保するのではなく、保育教諭も確保し、今後、幼稚園の先生になりたい人も含め、保育や幼児教育に関わる人材を確保していくという方向がない限り、一般の人には、これから全部保育園になるのだというような誤解を与えかねない表現になっているように思えます。この

あたりについては、今後やはり人材確保育成プランというような名称で、子ども・子育てにかかわる広く人材育成の確保、育成をどうするかというようなプランとしてお示しいただき、その中に保育士の確保も入っていくというような枠組みで御議論をいただくことが大事ではないかと考えております。

次に2点目ですけれども、私は大変ありがたいと思っているのは、1つは特定教育・保育施設等の利用者負担で、教育標準時間のお子さんについて生活保護世帯だけではなく、今回、市町村民税非課税世帯という、いわゆる第2の階層のところは少なくとも負担が大きく軽減され、いろいろな子どもが全て教育や保育に参加できるようになる。もう一方での補足給付事業でも給食費、教材・行事費など、恵まれないお子さんが園へのアクセスを促すことはすごく大事なことです。補足給付については今のところ、生活保護世帯のみになっているわけです。けれども、今回のコンセプトを考えていくなれば、やはり第2階層の市町村民税非課税世帯まで、今後こうした事業を拡大できるような方向性を考えていただくというのが、子育ての支援だけではなくて、子どもに直接帰る、経済的に恵まれない子どもが本当に受ける財源部分で手厚くしていただくという意味で重要なことではないかと考えます。

第3点目ですけれども、大きなことですが、今回、財源がつくことによって、さまざまな制度で保育のいわゆる構造の質は確保されたり、向上いたしました。しかし、実際に今後これが実施されることで保育プロセスの質という保育過程の質、子どもに直接かかわるところの質が真に改善されるのかどうか。いわゆる大人の側のかかわる保育士さんであったり、園だったり補助金のお金は行きます。でも、それが本当に子どもの実際の日々の生活の向上につながるのかということやはり保育の質評価とが、実施だけではなくて、その政策評価というPDCAサイクルを回さない限りは、お金はどんどんつきますが、その評価がこの計画にはございません。

例えば今回、27年度関連予算を見ますと、文部科学省のほうでは、3ページで幼児教育の質の向上推進プランという形で、お金がつけば、その質をどういうふうに向し、評価していくのが検討されるというプランが立っていますが、厚労省並びに内閣府、乳児保育の部分からの保育が実際にこのお金がついたことで、政策として本当にそれがどういうふう子どもたちの日々の保育の質の向上に寄与しているのかを評価していくところについては、何ら実施の評価の予算もついていなければ、要するにお金は出しっぱなしでおわりという状況が起こるわけです。

やはり私は、子どものために本当に今後財源がつくことによって、子どものための保育の質が本当によくなったということのデータ、エビデンスを出していくことが大事だと思います。エビデンスベースが必要です、今後やはり0.7兆円と言われてますし、でも、我々が考えたのでは、1兆円をこえて必要だということに向かって、本当に財源をかけることが子どもの質や今後の育ちを保障するのかというような形の評価をあわせて次年度以降、計画していただきたいと思いますと考えております。以上が3点目です。



あと細かいところで4点目としては、先ほどから議論が出ていました一時預かりの幼稚園型に関してです。佐藤秀樹委員からも出ていましたが、当てはまるのが幼稚園教育要領と幼稚園型でなっている個所ですが本当に妥当なのでしょうか。幼稚園教育要領では預かり保育は教育課程外の扱いになっています。認定こども園教育・保育要領では、預かり時間も含めて全体の子どもの生活を保障して考える計画をたてることとなっていますので、これは幼稚園型認定こども園であったとしても、認定こども園教育保育要領に準じた形を適用し考えていくことが重要なことではないかと思えます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

稲見委員、お願いします。

○稲見委員 全国病児保育協議会の稲見です。

1つだけです。これも再三お話ししておりますけれども、病児保育というのは、病気の子どもの安全・安心のために、かなり高い専門性が必要になります。特に保育士、看護師の専門性が必要になります。厚生労働科学研究班の病児保育質向上に関する研究でも、やはりスタッフの研修というのは、一番大事であるという提言がなされております。

子育て支援員の研修で、細かくいろんな項目を国につくっていただいているということですが、病児保育に関しても、保育士、看護師に対して、このような全国統一的な研修のコースをつくっていただければと思っております。

○無藤会長 ありがとうございます。

岩城委員、お願いします。

○岩城委員 全国国公立幼稚園長会の岩城です。先ほどから皆様がおっしゃっております、関係の皆様のご御努力により、今回この会議で検討されたことが、おおむね実施できるということは、大変うれしく感じております。

特に「量の拡充」については、喫緊の課題となっているところですので、実施できることはありがたいことですが、「質の拡充」についても、例えば3歳児の職員配置が20：1から15：1に改善できたりして、実際の配置に近づけることができましたし、また、そこがきめ細かい指導につながると感じております。

そして、先ほど秋田委員からお話がありましたけれども、資料1-2で、幼児教育に関する調査研究拠点の整備に向けた検討が始まるといった、質の向上に向けた新規のプランも計画されています。こういった幼児期の教育・保育に予算をしっかりと充てていただいたことに、改めて感謝し、今後も幼児教育の重要性を社会全体に周知していただきたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

奥山委員、お願いします。

○奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会、奥山です。

時間もないので、2点ほど発言させていただきます。

1つは、市町村の事業計画のこれからということなのですが、秋から年明けにかけて、全国各地で開催された勉強会ですとか、直接親御さんに聞くという機会がありました。9割方の市町村が1月までに事業計画をつくって、パブリックコメント等をされていると思いますが、その中身もかなりまちまちです。それは国のほうで、全部決め切れなかったということもあるとは思いますが、5カ年整備水準について数値目標が入っているようなところもあれば、割と理念的なところで、パブリックコメントをとっているようなところもあって、そういう意味では、市町村の皆さんも国の会議の推移を見守りながら、市民に説明していくのが、とても大変だっただろうと想像しています。

そうなりますと、皆さんおっしゃっているように、計画を立てるだけではなくて、4月以降の事業計画を具体的にどう進めていくのか、それをまた市民にどう見せていくのか、そういった第2ステージに入っていくところは、とても大事ではないかと思っております。作りっ放しにならないように、また、地方の子ども・子育て会議も、年に1回とか、2回だと、PDCAサイクルの見直しはできないと思います。秋田先生がおっしゃったとおり、評価がとても大事だと思っております。1つ質問としては、4月以降、市町村に対して応援していくこと、お願いしていくこと、そういったことを、国としてはどんなふうにしていくのか、予算的なところも含めて、御紹介いただければと思っております。

もう一つ、利用者支援事業についてです。先ほど新しい母子保健型の御紹介もありました。こういった意味で、利用者に寄り添うという形で、寄り添い型の事業が増えることについて、私も非常に大切だと思っております。

ただ、新しい事業であるということもあって、市町村の戸惑いも多く聞かれております。母子保健型は、専門職が担うということ、基本型については、子育て家庭に身近な場所で実施するということが、特定型については、待機児童等の問題があるところということで、市町村で考えてみますと、母子保健課、保育課、地域子育て支援課と、担当するセクションに分かれがちではないかと思っております。行政側が連携してやっていただけることが、担い手のコーディネーター同士の連携にもつながると思っておりますので、ぜひ市町村への御支援もよろしくお願ひしたいと思っております。

介護保険ができたときに、サービスが増えなければ使えないということがあったと思います。利用者支援事業を通じて、13事業の見直しもそうですし、また、13事業に入っていない、産前・産後の事業ですとか、そういった多様な事業の発展にも大きくかかわってくるものだと思いますので、利用者支援事業を大切に、うまく育てていくことが大事ではないかと思っております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

井奥代理人、お願いします。

○井奥代理人 知事会でございます。

当初の予定どおり、しっかりと財源を確保していただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

知事会からは、今回、要請事項が1点ございます。平成29年度に7,000億円で平準化した以降に向けた取り組みにはなりますけれども、サービスの質の改善に欠かせない、総額1兆円の財源の確保に向けまして、新たな税財源の検討などを含めまして、引き続き検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

葛西委員、お願ひします。

○葛西委員 助産師会です。

厚生労働省関係の予算につきまして、3つ御質問したいと思ひます。

資料1-2ですけれども、11ページ、地域における切れ目のない妊娠・出産支援の強化ということで、151億円の予算ですが、この内訳について知りたいと思ひます。妊娠・出産包括支援事業の展開と不妊に悩む方への特定治療支援事業の内訳です。

現在、年間100万人弱の出産がございますけれども、核家族化、高齢化に伴いまして、実際には乳児に触れたこともないという妊婦が増えております。妊娠中の両親学級等で、初めて人形を抱いて見て、こんなに重いのかといった声も聞かれます。また、高齢化に伴っては、自分もそうなのでございますけれども、支援に当たる実父母、義父母の高齢化も伴って、なかなか支援を得られないといった実情もございます。非常に大切な支援だと思っております。

この内訳について、教えていただきたいと思ひます。

2点目ですけれども、資料7です。5ページにございますように、先ほどどなたから質問がございましたけれども、母子保健型の利用者支援事業でございます。これについては、全ての妊産婦等を対象に、利用者支援と地域連携をとともに実施する形態ということで、この後、非常に期待されるわけですから。その中身については、資料7の8ページにございます。子育て世代包括支援センターは、資料1-2の別添3でも示しておられます。

昨年度、産後ケア事業を29市町村で実施されていたということですが、これについては、国が2分の1、市町村が2分の1といった予算配分だったと思ひます。平成27年度は、それも含めた形で、国が3分の1、都道府県3分の1、市町村が3分の1といった考えでいいのか、確認したいと思ひます。これが2点目です。

3点目としましては、先ほど竹林さんが具体的に整理していきたいと御発言されたところなのですが、妊娠前、妊娠期、出産、産後というところなのですが、出産のところ、参考資料1の6ページですけれども、こちらに医療機関、市町村の保健センター等が縦割りに行っており、連携がとれていないという実情が書かれております。

昨年度の厚生労働科研の研究でも、初産婦のメンタルヘルスのハイリスク割合というものは、産後2週間で4人に1人という発表がございます。また、経産婦につきましても、

1カ月以降、若干上がっております。これにかかわる要因としまして、実際のお産の体験が1つ挙がっています。予期せぬ出産、例えば帝王切開になったとか、十分な説明がないまま、納得できない出産になってしまったということが、その後、ずっと引きずっているということがございます。これに関して、包括支援センターで、実際、医療機関とどのように連携をとっていくのか。それだけでは、もしかしたら足りなくて、医療機関の参加の状況、助産師、医師等の状況について、手厚い出産支援体制ができているかということも含めて、考えていただきたいと思います。

いずれにしても、幼保につながるころの妊娠、出産、乳児期が一番大事でして、それが幼保につながっていくと思いますので、今回、母子保健医療対策の強化ということで、次年度、非常に期待されるような計画がございますけれども、ぜひ具体化していただきたいということです。

3点目は、整理するのは、いつごろになるのかということ、教えていただきたいということです。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

柏女委員、お願いします。

○柏女委員 淑徳大学の柏女です。

時間の関係もありますので、大きく3点のみ申し上げたいと思います。

第1点は、資料6の8ページ、地域区分に関する公定価格のあり方についてなんですけれども、これに関して、現場の中でかなり苦慮している面がありますので、御検討をお願いできないだろうかということで、御意見を申し上げさせていただきたいと思います。

待機児童対策を強力に進めなければならない自治体の保育士確保が、地域区分によって困難になる可能性が大きいということです。以前、山口委員が述べられていたことではありますけれども、例えば私が委員長をしております、千葉県の東葛地区は、地域区分が6%ということになります。東京都の特別区が20%ということで、電車で10分、15分乗れば、15%、10%違うことになります。これは保育士確保に対する自治体の努力の限度を超えているのではないかと考えています。国家公務員や地方公務員の地域区分に連動することについては、労働供給がある程度あるということを前提にして成り立っている仕組みではないかと思っています。

現在の保育サービスのように、保育士の確保が最大の課題となっている現状では、例えば東葛地区の自治体が、幾ら保育士確保のために工夫や努力をしたとしても、特別区に人材が流れることを食い止めることは、なかなかできないのではないかと思います。100メートル競走の中で、最初から15メートルのハンデがあって、85メートル走ればいいのと、100メートルを走らなければいけないのでは、負けるのが決まっていると思います。

地域区分はいろいろと工夫がされているので、限界もあると思いますし、これまでの議論もありますので、もしも地域区分の工夫が限界だということであれば、例えば待機児童

解消加速化プランに対応している自治体の場合は、それ以外の地域よりも、大量の保育士確保が必要になるわけでありますので、そうしたところが、都市部の地域加算の多いところに保育士を奪われて、確保できなくなってしまう。こういう事態を避けるために、例えばそうした自治体には、これは永久に続くということはないと思いますので、臨時的に数年間、例えば地域区分の1区分アップ相当額を公定価格に加算するとか、あるいは他の事業の活用などの工夫ができないだろうか、保育所の待遇改善にそれができないだろうか、こうしたことをぜひ検討に加えていただけると、ありがたいと思います。

ただ、郡部からは、そもそも都市部は、例えば100円ショップがたくさんあるし、シェアハウスもあるし、そういう意味では、都市部のほうが、安く生活ができるのではないかという御意見が非常に根強くあるということも、あわせて申し上げておきたいと思います。

2点目は、放課後児童健全育成事業の確保に係る児童館の活用・活性化についてであります。これは資料7の32ページの放課後子ども環境整備事業に関するところですが、ここの中では、一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室を増やすための上乘せ補助が設けられております。ただ、そもそも子どもの生活の大半を学校内で完結させるという方針に違和感を感じ続けております。放課後児童クラブに通う子どもたちは、学校の授業に通うよりも長い時間、学校にいななければならないわけでありまして、学校にいる時間と放課後児童クラブで過ごす時間の両方を、学校の中で過ごさなければならないという政策は、長期的に見てどうなんだろうかと思います。

これは以前にも申し上げましたけれども、子どもを安心・安全な場所、つまり学校内で育てていくということは、大事な論点であるかもしれませんが、本来的には子どもたちは地域で育てていくことが大事なのではないかと思っております。そのための拠点が児童館になるわけで、もっと児童館を活用して、活性化させていくことが必要だろうと思っております。地域が安心・安全でないから、柵のある学校内で子どもを育てるというのは、いささか本末転倒なのではないかと思っております。そうすることによって、ますます子どもが地域の中からいなくなり、その結果、子どもの声が苦情になり、さらに子どもが生まれにくい社会になっていく。この悪循環がさらに加速をしていくのではないかということ、案じています。子どもたちが地域で暮らす拠点というものを、もっと活用していくことが、大事なのではないかと思っています。

実際、そうした自治体がないわけではなく、児童館を中心として、放課後生活保障を考えていく自治体もかなりあります。そうしたところは、言わば放課後子ども総合プランには乗らないで、児童館で放課後児童クラブと、地域の子どもの放課後生活保障を一体的に実施していく。こうした自治体への政策も大切にしていくことをお願いしたいと思っております。

3点目は、今回の公定価格の議論で、障害や社会的養護の配慮について、非常に配慮してくださっていることに、心より感謝を申し上げたいと思っております。特に社会的養護については、小学生以上について4：1が実現するというところでありますけれども、ただ、これは措置費でありますので、子どもの生活状況を改善しないままであったとしても、4：1

になるのではないかと思います。

つまり今回の社会的養護の改善については、子どもたちのよりよい暮らし、子どもたちの当たり前の生活を保障していくために、4：1にしていくということであって、そのために、家庭養護を進めていくこと、あるいは家庭的養護を進めて、子どもたちの生活が地域化し、そして、小規模化していく。そのことを進展するための職員配置のアップだと思います。

それが大規模のままでも4：1になることによって、地域化・小規模化の進展がストップすることがないように、家庭養護の計画的な推進がセットで進められていくことになりそうですけれども、それがこれで終わりという形にならないように、ぜひ強力に支援をしていく配慮をお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございます。

橘原委員、お願いします。

○橘原委員 全国私立保育園連盟の橘原です。

今回示されました新制度の内容につきましては、29年度から行なわれるとされていた質の改善について、27年度から満額に近い内容をもって確保していただきましたことにつきましては、行政の皆様の御尽力の賜物と心から感謝申し上げます。これからの未来を担う子どもたちの健やかな育ちを保障するという観点からも、当初予定いたしておりました1兆円超の予算獲得を目指して、引き続き御尽力くださいますようお願いを申し上げたいと思います。

なお、これまでの安心子ども基金が交付金に変わるとされております。この交付金の取り扱いにつきましては、どのようなシステムをもって交付されるのか、また、安心子ども基金との違いはどのようなところにあるのか、その重要となるポイントを御説明いただければと思っております。これまでの基金と同じ性質のものなのか、それとも異なるものなのかについて、御説明をいただきたいと思っていますところでは。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

清原委員、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

取り急ぎ4点発言させていただきます。

1点目は、平成27年度の予算案についてです。このたび子ども・子育て支援の充実に関する財源確保について、子ども・子育て会議の委員の皆様からの強い要請を尊重いただきまして、新制度のスタートに見合う、約5,000億円を確保されたことに対しまして、関係府省の大臣、そして、事務局の皆様への御努力に心から感謝申し上げます。

全国市長会といたしましても、私が座長代理を務めております、少子化対策・子育て支援に関する研究会を代表して、四日市市長ともども、有村大臣、そして、内閣府の平副大

臣、厚生労働省の村木事務次官に直接財源確保のお願いに参りました。お時間を割いていただいたことに感謝し、今回のご反映にも感謝したいと思います。

また、11月には消費税率引き上げに関する、いわゆる「点検会合」が開かれ、2回目には子ども・子育て会議のメンバーである、大日向委員、吉田委員とともに、私も出席をさせていただきました。3人とも異口同音に、とにかく子ども・子育て支援の財源確保は、優先順位が高いということを強く発言をさせていただきました。お聞き取りいただいたのではないかと思います。特に質の改善に関する予算については、皆様、御指摘ですが、当初の平成29年度の満年度を待たずに確保できることは、量的拡充だけではなく、質的向上が必要ですので、何よりと思います。

「保育士確保プラン」につきましては、保育士試験を年2回に道をひらき、人材育成支援や処遇改善、再就職支援の強化を図るなど、保育士確保施策の基本となる4本柱の確実な実施が目指されます。これにつきましては、秋田委員が御指摘になりましたけれども、私も「保育士確保プラン」という表現よりは、「子育て支援人材確保プラン」といった感じのほうが、実質ではないかと思ひまして、この充実を願っております。

幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みにつきましては、時期的には12月議会に、利用者負担の関係条例を議決した自治体の議会対応に多少に影響が出ますけれども、何よりも幼稚園就園奨励事業において、大きな課題となっております、市町村の超過負担が解消されることについては、大変望ましいことで、感謝しております。

2点目、「公定価格」について申し上げます。公定価格の仮単価の調整課題について、昨年10月の当面の対応の基本方針に基づいて、個別の調整課題が対応されました。大変重要です。ぜひこれを推進していただければと思います。

なお、公務員給与に関する基準が、社会保障分野に準用される点につきましては、ほかの委員の方も御指摘されましたが、三鷹市としても問題意識を持っております。これはあくまでも国家公務員の給与に関する制度ですので、社会福祉分野における準用については、やはり独立した制度構築が必要と考えています。

先ほど吉田委員が指摘されましたような、「地方創生」の考え方も重要ですし、柏女委員が御指摘されましたように、近くにあっても、制度に格差があって、事業者が事業所間で再調整をする必要に迫られている例、あるいは子ども・子育て支援を充実しようとしているのに、人材難に直面している例などがございますので、今後も一定の配慮をしていただき、新たな制度構築をお願いしたいと思います。

3点目、「地域子ども・子育て支援事業」について申し上げます。利用者支援事業に「母子保健型」が新設されまして、きめ細かい支援の方向性が示されております。これにつきましては、新しい事業ですが、事業の幅や選択肢が広がることを歓迎したいと思います。

ただ、今後、「利用者支援事業」というのは、各地域での取り組みを踏まえまして、その形については、まず3分類されたわけですが、主体性を持って自治体が行う場合、どれか1つというより、それぞれのメリットを生かす組み合わせというような、柔

軟な対応もあり得ると思います。

例えば三鷹市の場合、「こんにちは赤ちゃん事業（乳児世帯全戸訪問）」は、地域の民生・児童委員さんをお願いし、新生児訪問では、専門の助産師さんをお願いする、あるいは学校教育のコミュニティースクールと一体となっている。このような地域特性を生かした組み合わせを柔軟に考えていくことが、本来ニーズにかなうことではないかと思います。

最後に4点目です。自治体の取り組み状況について、御報告をいたします。三鷹市は、12月議会までに新制度開始に必要な関連条例の議決を終えていますけれども、幼児教育の段階的無償化への対応を含め、3月議会で、利用者負担の条例審議を予定している自治体が多くございます。また、実務的には、4月の新制度スタートを前に、各自治体とも認定作業を終えて、保育園や認定こども園、また幼稚園等を含めて、内定通知を発送する段階に入っています。今後、広域利用の調整など、調整課題が残っております。引き続き、事業者の皆様、都道府県の皆様、国の指導・助言を得ながら、連携しつつ準備を進めていかなければならない段階です。

なお、国にも国会がありますが、自治体にも議会がございます。議会の皆様に予算の審議をいただくと同時に、決算の審議もいただく上では、計画の御報告だけではなくて、評価の御報告も必須なこととなります。すなわち、自治体においては、皆様からも縷々御提案いただいておりますように、計画をつくり、実行したら、評価をして、次の取り組みに進めていくというプロセスがございます。そこには、住民代表である議会の存在が大変大きいわけがございます。したがって、私たちとしては、予算をつけて計画を実行するだけではなくて、評価をしっかりキーワードに、また、市民の皆様、地方版こども・子育て会議及び議会への説明責任も果たしていきたいと思っております。

平成27年4月からの新制度の円滑なスタートに向けまして、国、都道府県ともに、事業者の皆様と一層のきずなを強めて、子ども本位の取り組みを進めていきたい、そのようなことを申し上げまして、発言とさせていただきます。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。

駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

時間も12時半になっておりますので、急ぎ目でお話したいと思っております。

小規模保育B型の子育て支援員の年収が180万円というところを改善していただいて、ありがとうございます。これでワーキングプアが増えることが、防止されると思います。

また、保育士試験2回化ということも、正式にオーソライズしていただいて、ありがとうございます。国家戦略特区に提案したかいはありました。本当にありがとうございます。

さらに今回質の改善ということで、5,100億円を確保するために、駆けずり回っていただいて、本当に感謝いたします。

さて、私から提案と質問でございます。委員提出資料というものを御覧いただけます。



小規模保育において、さまざまな齟齬が現場で出ております。主に厚労省関係のものと、国土交通省関係の部署がバッティングしているという事例があります。その1つが、検査済み証というものです。検査済み証がないと、小規模保育をつくれませんとなっているのですが、古い物件は、そういうものが出されていない状況があって、ある種自治体がそれを阻んでしまっているという事態がありますので、ぜひ内閣府さんに国土交通省とすり合わせを行っていただきたいと思っております。

小規模保育物件が100平米未満にもかかわらず、特殊建築物として取り扱うということに関しても、ぜひ国土交通省とすり合わせを行っていただきたいと思っております。

最低配置職員数についても、時間がないので、読んでいただいて、ぜひ対応いただけたらと思います。

基礎自治体で、今まで60人未満の認可園は、4割3歳未満児がいなければいけないということでしたが、新制度においては、そうしたものもなくなると思うのですが、いまだにどうすればいいんだということで、東京都さん、あるいは23区は困っている部分もあるので、ここら辺においては、ぜひQ&A等を出していただきたいと思っております。詳しい話は、読んでいただけたらと思います。

マッチングサイドの規制についても、読んでおいていただけたらと思います。

子育て支援員の研修なのですが、ここはお話させていただきますと、子育て支援員の規定を決めていただいて、ありがとうございます。しかし、研修を経ないと、子育て支援員になれないのですが、研修の頻度がすごく心配です。自治体がやっちゃったりすると、半年に1回とか、そういうレベルになることが、容易に予想されます。さらに委託等になったとしても、入札だ、何だということで、非常に手間がかかり、自治体で取り回せないという事態になりますので、指定制みたいな形にさせていただいて、外形基準を満たしていて、このカリキュラムをやっていれば、どこどこはできますという感じで、簡便にいろんなところで、この研修をできるようにしていただけたらと思っております。

子育て給付金で3,000円を配るという件に関してですが、先ほど吉田さんがおっしゃったように、かなりナンセンスなのではないかと思っております。はっきり申し上げてしましまして、済みません。子ども1人に3,000円配るということで、どなたが感謝するのか、よくわからないのですけれども、恐らく報道によると、これで500億円から1,000億円が使われる。さらに事務手続だけで、100~200億円が使われるという、非合理甚だしい政策だと思っております。

これに関して、配っていただくということは、撤回できないと思うのですが、配る対象は、せめて子どもの貧困ということで苦しんでいる、相対的貧困ライン以下の御家庭に集中させて、その方々に対して、例えば1万8,000円を配るという形にさせていただくことで、せめてものまじな政策にさせていただけないかと思っております。

それはこの政権にとっても、得でございます。といいますのも、アベノミクスは、弱者への配慮に欠けているのではないかという指摘もありますが、そこで、子どもの貧困世帯

を中心に、貧困是正策を打つことは、政権にとっても不利なことではないと思いますので、3,000円をばらまくということは、考え直していただきたいということを、ここにいらっしゃる省庁の皆さんもそうですが、ぜひメディアの方々にも注目していただいて、代替案をメディアで提示していただくと、世論も変わってくるのではなかろうかと思います。

最後に所在不明児童に対して、情報の突合システムを創設していただきたいと思っております。所在不明児童を厚労省が一生懸命探してくださって、3,000人いたのですが、141人に減りました。しかし、141人の子どもたちが、今、所在不明ということで、何らの行政サービスを受けておらず、もしかしたら、虐待されて殺されているかもしれないという状況にあります。こうした部分で、自治体間がしっかり情報を連携し合えるようなスキームを一刻も早くつくっていただけたらと思っております。

こうしている間にも、所在不明児童は増えていて、そして、虐待をされております。ちなみに、日本で虐待によって死ぬ子どもというのは、1週間に1人です。1週間に1人、子どもが殺されている状況があります。そうした部分において、ぜひこうしたシステムをつくっていただけたらと思っております。

済みません、最後にと言いましたが、これが本当に最後です。質問です。先ほどの処遇改善加算なのですが、今まで働いた部分を換算してくださる。認可保育園で働いていた、幼稚園で働いていたものを換算してくださって、それをキャリアとしてみなして、ポイントを上げてくださるとしていただいて、本当にありがとうございます。

しかし、これはこの紙には書いていないのですが、昨日、某区に手続をしに行ったら、非正規雇用をされていた期間というのは、キャリアには含めないということを言われました。これは本当ですか。国はそういう方針でしょうか。もしそうであれば、非正規雇用と正規雇用を差別することの論拠をお示しいただきたいと思っております。公立の認可保育園において、半分が既に非正規雇用になっている状況です。そこをキャリアとしてみなさないということは、不条理極まりない。もし国はそんなことは言っていないということであれば、そういうことを言っている自治体があらわれているということで、Q&A等で適切な情報提供をしていただきたいと思っております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

榊原委員、お願いします。

○榊原委員 ありがとうございます。3点です。

渡邊委員からもありましたけれども、新制度に入って頑張ろうと思う事業者や支援者の方々が、4月を安心して迎えられるようになったということ、大変感謝、歓迎していますし、この会議の委員の有志の方々と思いを1つにして切望した件を、政府の皆さんが受け止めてくださったということについても、感謝申し上げたいと思っております。この先は恒久財源の実現にきちっとつなげていっていただき、その際には、もともとの目標である1兆円超という、子ども・子育て支援の財源につなげていくよう、さらによろしく願いした

いと思っています。

2つ目は、社会的養護の点です。新制度において、議論をするような項目にはなっていませんが、そこについて、かつてない予算の措置をしてくださったことについて、大きく感謝しています。社会的養護というと、ここにかかわっているような、私たちからなかなか見えない、一番保護を必要とする子どもたちですけれども、戦後直後の非常に取り残された状況にあった子どもたちが、ようやく離陸するという場面に来たと評価しています。この先、国際標準のスタンダードを目指して、さらに加速して、子どもたちの状況を引き上げて行っていただきたい。ここが子ども・子育て支援の政策の底辺であると思っていますので、ここを引き上げないと、子どもの全体の政策もよくなっていかないという意味で、大事にしていきたいと思います。

3点目が、利用者支援制度の中に位置づけていただきました、母子保健の件です。これは人口減対策に政府が取り組まれたこともあり、子ども・子育て支援3法では、議論されていなかったことまで入れてくださったという意味で、評価していますし、ぜひいい形で育てて行っていただきたいと思います。

ただ、先ほど竹林室長からもきちんと説明してくださったように、かなり大事なシステムとして、こういうふう設計してくださっている。つまり介護保険における地域包括支援センターに匹敵するぐらいの大事な地域インフラにしていこうという、政府の意図が読み取れるような設計になっていると思います。

その場合、13事業の利用者支援事業の中の3つの枝分かれの1つという位置づけのままでもいいのか。これは今後のことだと思いますけれども、13事業がこれまではきちっと再整理はせず、とりあえず束ねたということで、市町村でやっていただくと整理されている段階ですけれども、今後、13事業の中の重複であるとか、例えばこんにちは赤ちゃん事業であるとか、妊婦検診とかは、母子保健の今回の取り組みと密接につながっているところなので、ばらばらにしておいていいとは思えないということもあり、13事業の今後のあり方についても、議論・検討をしていく課題があるということは、指摘させていただきたいと思います。

母子保健の新たなセンターについては、保育所、幼稚園、こども園と同じような、どこの地域にもあり、同じサービスが親子にとって期待できるという基本インフラとして、全国に整備していくという、スタート地点に立ったものなんだとして行っていただきたい。そうすれば、妊娠期からさまざまな不安を抱えている、最近の若い親世代の人たちの混乱や虐待を解消していくことができるのではないかと期待しているので、よろしくお願ひします。

4点目はつけ加えなのですが、秋田委員がおっしゃったことに、質の評価をしていくべきだ、その仕組みが必要だという点は、全く同感です。さらにつけ加えさせていただければ、報道する立場から見ると、日本は子どものデータ、エビデンス、調査が圧倒的に足りていません。先進国の取り組み、外国の知見を輸入して、紹介しなければいけないぐらい、

日本では足りない。しかし、ようやく新制度が始まるのだったら、例えば子どもの貧困の状況がどう改善していくのか、保育の質、支援者の状況、子どもの発達の状況、どういうふうに変わっていくべきなのか、変わってきたのかということがフォローできるような、そういった調査、研究、データ、エビデンスについても、今後、考えていっていただきたいと、期待します。

○無藤会長 ありがとうございます。

坂崎委員、お願いします。

○坂崎委員 日本保育協会の坂崎です。

2点お願いをします。

資料6の最後のページの処遇改善、キャリアアップの専門性についてです。③です。その中の要件分に、役職や職務内容に応じた賃金体系の設定と書かれています。簡単に言うと、例えば社会福祉法人であれば、これを理事会にかけて、監督署に出してという話になると、今の3月理事会に出さないと、4月からの要件にならないのだと思います。そうすると、相当早い形で周知をしないといけないし、理事会も何も通さずにやらないということは、逆にあり得ないと思います。そういうことも含めて、法人に対するとか、施設に対するとか、ここら辺のきめ細かいことを、早目に周知をしてくださればと思います。また、研修のこともあると思いますけれども、保育団体等の研修の対象等中身的なことも含めて、そのことを早く進めてくださればと思います。

2点目は、その他になるのですが、今回、教育・保育要領ができました。これは無藤先生と秋田先生が両座長なので、質の向上ということを踏まえて、保育そのものの中身をどういうふうと考えていくのかということが大きな問題で、今回、要領ができたのだと思います。

現在解説書が示されていますけれども、今後の保育所保育指針とか、幼稚園教育要領の改定の進み具合、また、今までは幼稚園は幼稚園教育要領と、保育所保育指針は保育所保育指針で、それぞれの整合性を持ちながらやったと思いますけれども、今回新しい教育・保育要領ができた、整合性を含めこれらの方向性をどういうふうにしていくのかということ、今までにない要領も含めた形での早目の検討を進めていただけることが、望ましいのではないかと。それが保育所であっても、幼稚園であっても、また小規模であっても、いろいろなところに波及していくと思いますので、それらのことを早目に検討していただくことをお願いいたします。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

坂本委員、お願いします。

○坂本委員 全国保育サービス協会の坂本でございます。

私からも簡単に3点です。

まず処遇改善等の加算の取り扱いについて、先ほど正規・非正規の取り扱いについての

ご意見に、私も賛成いたします。

次に、資料6の10ページの加算要件につきまして、保育所や小規模保育事業等に移行した認可外保育施設や学校教育と書かれています。以前から、私は、認可外保育施設で働いている保育士も、加算対象にすること、少なくとも非課税保育施設で働いている保育士は加算するようお願いしておりましたが、この取り扱いについてどのようになるのか質問させていただきます。

もう一点、居宅訪問型保育事業を4月から始める市町村も増えてまいります。夜間の保育について、検討している市町村があるとも聞いております。以前から質問に挙がってありました休憩問題について現在の進捗状況についてお聞かせください。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

○葛西委員 済みません、会長、1点訂正をしたいのですが、よろしいでしょうか。

○無藤会長 どうぞ。

○葛西委員 先ほど2点目の厚生労働関係の予算のところ、私が申しました、産後ケアについての予算ですけれども、2分の1が国で、市町村が4分の1で、利用者が4分の1だったと思います。訂正いたします。

○無藤会長 わかりました。

一通り御質問・御意見を頂戴したのですけれども、事務局にお答えいただくところありますが、今、12時48分です。大分過ぎましたので、全ての御質問に答えることは難しいかもしれませんが、選んでいただいて、答えていただいて、2月に入れば、またこの会議がございまして、そこで資料を含めて、改めてということもお願いしたいと思います。

○長田参事官 既に時間もオーバーしておりますので、今日答えられなかった点につきましては、次回以降、あるいは資料などを御提供させていただく形で、対応させていただきたいと思います。

私から3点ほどに絞って回答させていただきます。

1点目は、自治体への周知を含む今後のスケジュールでございますが、明日、都道府県等を対象とした説明会を予定しておりまして、本日、お示しをした内容を含めまして、今後、自治体で予算化をしていただくために、必要な情報をできる限り丁寧に提供していきたいと思っておりますし、さらに2月下旬か3月上旬にも同様の説明会を開きたいと思っております。

公定価格の単価自体につきましては、冒頭も申し上げましたとおり、次回の子ども・子育て会議でお示しをしたいと思っております。

2つ目は、地方財政措置の関係でございますけれども、今回の予算の全体フレームを踏まえて、総務省において適切に地方財政措置を講じる方針であることを確認させていただいております。今後、総務省さんともよく連携をした上で、必要な情報というのは、しっかり自治体に御提供したいと思っております。

3点目は、市町村事業計画への対応ということで、奥山委員から御指摘をいただいた点、非常に大事だろうと思っております。予算編成が終わった直後で、具体的なところまで整理はできておりませんが、少なくとも年度明け以降、事業計画がこういった形で実施をされているのかといったことについて、何らかの形で把握なり、フォローをする必要があらうかと思っておりますので、今後その辺をしっかりと考えていきたいということと、つくりっ放しではだめというのは、まさにおっしゃるとおりでございます。その中で、地方版会議がどうかかわっていくかというのは、非常に重要だろうと思っておりますので、各自治体の地方版会議の好事例なども収集をして、第2ステージにつなげていくような、フォローなどもしていければと思っております。

○朝川保育課長 保育課長です。

絞ってお答えしますが、山口委員から、保育士確保プランの保育士試験の年2回実施に向けて、いつ、どういうふうに推進するのかということがありました。時期的には、28年度からということを考えています。具体的なところは、いずれにしても、今後、詰めていきたいと思っています。

保育士だけのプランというのは、どうかという御意見を複数の委員からいただきましたが、今回は待機児童解消加速化プランの一環としてつくらせていただいておりますので、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

地域区分について、複数の委員から御意見をいただきましたけれども、これまでもこの会議で議論いただいてきておりますが、抛るべき客観的なものに、何らか準拠していかないといけないということで、独自の基準をつくるということまでできておりませんので、今回お示ししたような方針をとらせていただけたらということでございます。将来に向けての引き続きの検討課題としても、考えていく必要があるのではないかと思います。

東京、千葉の問題ですが、人材確保の施策、保育士確保の施策については、さまざまなメニューがございますので、しっかり支援をしていきたいと思っております。

橘原委員から保育所などの施設整備について御質問がありましたが、今年度までは安心こども基金で都道府県に設置した基金で、施設整備補助をする。今年度の補正からは、国から市町村に対する交付金を創設したということでございますが、基本的には基金をなくしていこうという政府全体の方針のもとで、そういう変更をしているものでございますので、基本的な補助金の性格は同じでございます。補助率のかさ上げなども同じようにやりますし、お金の流れの行政のルートが変わるということが、基本的な変更点でございます。

駒崎委員から、処遇改善加算について、非正規の取扱いというお話がございました。平均勤続年数をカウントするに当たって、正規か、非正規かというよりも、今、常勤の方で、平均勤続年数をカウントすることにしてございまして、具体的なところは、通知をこれから出していきますので、お示しをしていきたいと思っております。

坂本委員から、同じく処遇改善加算のところですが、非課税の認可外保育施設も

OKだということと、最後に居宅訪問型保育事業の休憩の問題がございました。これは大変申しわけありません。前から言われているのですが、まだ関係部局と調整をしている段階でございます。

○竹林少子化対策企画室長 私からも何点か御質問にお答えします。

佐藤委員から、利用者支援事業につきまして、3中学校区に1カ所でいいのかという御質問がございました。3中学校区に1カ所というのは、0.7兆円の議論をしていただいたときでありまして、29年度の所要額の1つの積算の根拠として、御提示したものであります。

また、利用者支援事業は新規事業ですので、3中学校区に1カ所というのは、全国でいえば3,000カ所ぐらいに相当するわけですが、ある程度の見込みをつけて御提示したということでございますけれども、この前、現実に市町村の計画を集計いたしましたら、計画の最終年度で1,900カ所ぐらいを目指していらっしゃる。27年度に関していえば、1,357カ所という数字が挙がってきております。今年度の予算は1,357カ所と、今回御提案させていただきました、母子保健型分として150カ所、この分の所要額を計上しているところでございます。

同じくいずれかの類型と書いてあるが、市町村が3つやっいいのかというお話がございまして、これは1つの場所で行われている事業としては、それぞれ要件が違うので、いずれかという意味でありますけれども、同じ市町村の中で、3つのタイプを組み合わせ、その地域のニーズに最も合った形で配分してやっていただければいいと思っておりますので、1つの市町村という単位で見れば、3つの類型をいずれもすることが可能でございます。

北條委員から、今回の予算の県分と市町村分の配分を示してくれというお話がございました。そもそもそれ以前に7,000億という話は、国・地方会計という説明がこれまでなかったのではないかと御指摘もございまして、説明不足ということであれば申しわけなく思いますが、もともと今回の消費税の改革というのは、よく5%から10%に上げるということをおっしゃるけれども、足元の消費税も、国分は4%、1%は地方分であります。また、10%というのも、国が7.8%で、地方が2.2%です。いずれも国と地方を合わせて5%から10%に上がるという構造でありまして、使途につきましても、国が使う分もあれば、地方が使う分も含めた、国、地方全体像として、今回の一体改革は措置されているところでございます。

その中で、今回、お示ししたものについては、とりあえず、国と地方にいく分の比率につきましても、今回の予算で1回セットしておりますけれども、地方の中で、実際に県と市町村がどうなるかということにつきましても、大半の事業は、県の負担と市町村の負担が大体一緒ぐらいなのですが、公立保育所の関係、あるいは公立幼稚園の関係のように、全額が市町村負担という事業もございまして、そこは、今後、総務省で地方財政計画をつくられる中で、確定していく話だと思っております。恐らく市町村のほうが、やや多い形になるのだろうと思っております。

葛西委員から、利用者支援事業の母子保健型について、幾つか御質問をいただきました。

まず厚生労働省の予算としてお示ししている、資料1-2の中の11ページにあります、151億の内訳をというお話でございましたけれども、②に書いてあります、不妊に悩む方の特定治療支援事業で約130億、妊娠・出産包括支援事業の関係で17億、それ以外の事業も合わせて151億となっております。

先ほど説明をはしょってしまいましたけれども、今、行われているモデル事業の中で、母子保健の相談支援事業は、今日、申し上げましたように、利用者支援事業に移行しますが、それ以外の産後ケア事業、産前・産後サポート事業につきましては、引き続き、統合補助金の中でさせていただくことになっておりますので、その部分は国2分の1、市町村2分の1という負担割合は、今回のモデル事業と同様の状態が続くわけでございます。

榊原委員からも同様の御指摘がありましたけれども、今回は法律改正をしない範囲で、今の法律の枠組みでできることをしなければいけなかったということでございますので、包括支援事業につきましても、相談支援事業の部分とそれ以外の部分については、分けて整理をさせていただいております。

もう一つ、駒崎委員から、子育て支援員の実施体制の話についての御質問がございましたけれども、支援員の検討会の中では、指定制をしっかりと導入する方向で議論がまとまっておりますので、御紹介させていただきます。

○為石育成環境課長 放課後の関係で1問ございますので、お答えさせていただきます。

平川委員から、放課後の送迎支援事業につきまして、なぜ高齢者や主婦なのかということがございましたけれども、これはあくまで例示でございまして、その他いろいろと活用方法はあると思います。

なお、高齢者というのは、シルバー人材センター等、短時間の送迎にかかわることになりますので、そういったものも想定して、高齢者という形で挙げております。

以上でございます。

○無藤会長 お願いします。

○淵上幼児教育課長 文部科学省でございます。

何名かの先生から、幼稚園型一時預かり事業についての御質問がございました。幼稚園型一時預かり事業は、今回しっかりと予算を確保することもできましたので、それぞれの市町村で、その計画をしていただいているものが実行できるように、明日、自治体の担当の方々向けの説明会もございますので、きちんとお願いをしてみたいと思います。

また、一方で、セーフティネットとしての私学助成の継続実施も予定をしておりますので、都道府県と市町村がきちんと連携をしながら、子どもたちに対する支援がしっかりと行われるように、周知を図ってまいりたいと思います。

教育の定義についての御質問がございました。今回の法令の中で、教育については、教育基本法に規定する法律に定める学校において行われる教育をいうとなっているわけでございます。したがって、御質問がありました4時間の事業の活動というのは、当然教育ということになるわけですが、この教育の時間は、幼稚園教育要領上、標準的な



時間とされていますので、各園の御判断で、それを6時間に延長して、全体の教育課程を組むということであれば、当然6時間全体が正規の教育課程になるわけでございます。残りの2時間分、例えば8時間のうちの残りの2時間分というのは、教育要領上は、教育時間終了後に行う教育活動と位置づけられておりますので、教育課程外の活動ではありませんけれども、全体として、教育要領の枠組みの中で、正規の教育活動との連続性、関係も踏まえながらやっていただく教育活動、そういう整理になっていると思います。

また、今回の関係法令の中で、幼稚園というのは、もともとどこに法令上の根拠があるのかということでございますけれども、各種法令で引用される幼稚園というのは、もともとの由来は、学校教育法に規定する幼稚園というのが、大原則かと思えます。ただ、個別の法律、あるいは個別の条文の中で、その幼稚園の中でどれかを除いたり、どこかの部分を限定したりということは、技術的に行われているかと思えますけれども、基本的に幼稚園の定義というのは、学校教育法を根拠に置かれているものでございます。

また、今回の仕組みの中で、新制度に移行する幼稚園については、施設型給付でしっかり支援をすることになっておりますし、現行の私学助成を選択する幼稚園についても、そこに対してしっかりと助成を行っていくということで、それぞれの幼稚園が状況を踏まえながら、大きな制度の変革期でございますので、もろもろの状況を踏まえて、選択ができる、選択をされた上で、そこをそれぞれにしっかり支えさせていただく、そのような仕組みにしているところでございますので、御理解を賜ればと思います。

以上でございます。

○無藤会長 とりあえずよろしいですね。

まだ残るところはあると思いますが、先ほど申し上げたことで、次回にさせていただきます。

また、その他の説明として、資料としては、子育て支援員の研修を用意していただいたようですが、これも次回でよろしいですね。

そういうことで、ここまでにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次回の日程につきまして、事務局からお願いいたします。

○長田参事官 まず宿題事項等につきましては、適宜、必要な整理等を行って、対応してまいりたいと思います。

また、本日、説明できませんでした、子育て支援員につきましても、次回、御説明をしたいと思っております。

次回の日程自体といたしましては、2月5日木曜日10時から12時半ということで、予定をさせていただきたいと思えます。繰り返しになりますが、公定価格の単価をお示しいと思っております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございました。

それでは「子ども・子育て会議（第21回）、基準検討部会（第25回）合同会議」を終了

いたします。お疲れ様でした。

～ 以上 ～